

令和3年度第5回多良木町議会(12月定例会議)

| | | | | | | |
|--|-----------|-----------|------------|-------------|----------|--------|
| 招 集 年 月 日 | 令和3年12月7日 | | | | | |
| 招 集 の 場 所 | 多良木町議会議場 | | | | | |
| 議 会 日 時 及 び | 開 | 議 | 令和3年12月14日 | | 午前10時00分 | |
| 開 閉 宣 告 | 散 | 会 | 令和3年12月14日 | | 午後3時01分 | |
| 応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 | 議 席 番 号 | 出 欠 | 氏 名 | 議 席 番 号 | 出 欠 | 氏 名 |
| | 1 | ○ | 高橋 裕子 | 7 | ○ | 源嶋 たまみ |
| | 2 | ○ | 中村 正徳 | 8 | ○ | 豊永 好人 |
| | 3 | ○ | 林田 俊策 | 9 | ○ | 久保田 武治 |
| | 4 | ○ | 坂口 幸法 | 10 | ○ | 宇佐 信行 |
| | 5 | ○ | 村山 昇 | 11 | ○ | 猪原 清 |
| | 6 | ○ | 魚住 憲一 | 12 | ○ | 落合 健治 |
| 会議録署名議員 | 6番 | 魚住 憲一 | | 9番 | 久保田 武治 | |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 事 務 局 長 | 浅 川 英 司 | 議 事 参 事 | 山 本 美 和 | | |
| 説明のため出席 した者の職氏名 | 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 | | |
| | 町 長 | 吉 瀬 浩 一 郎 | 生涯学習課長 | 黒 木 庄 一 朗 | | |
| | 副 町 長 | 塚 本 健 | 生涯学習課 | | | |
| | 教 育 長 | 佐 藤 邦 壽 | 住民ほけん課長 | 岡 本 雅 博 | | |
| | 会 計 管 理 者 | 大 石 浩 文 | 住民ほけん課 | 久 保 田 ・ 佐 藤 | | |
| | 総 務 課 長 | 仲 川 広 人 | 福祉課長 | 新 堀 英 治 | | |
| | 総 務 課 | 金 子 め ぐ み | 福祉課 | 那 須 研 太 郎 | | |
| | 企画観光課長 | 林 田 浩 之 | 建設課長 | 林 田 裕 一 | | |
| | 企画観光課 | 山 村 忍 | 建設課 | | | |
| | 危機管理防災課長 | 椎 葉 純 | 農林整備課長 | 水 田 寛 明 | | |
| | 危機管理防災課 | 大 森 博 範 | 農林整備課 | 那 須 隆 二 | | |
| | 税 務 課 長 | 東 健 一 郎 | 産業振興課長 | 小 林 昭 洋 | | |
| | 農委事務局長 | 小 田 章 一 | 産業振興課 | 竹 下 政 孝 | | |

会 議 に 付 し た 事 件

一般質問

多良木町議会議員の派遣について

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、一般質問を行います。

4 番坂口幸法さんの一般質問を許可します。

4 番坂口幸法さん。

坂口 幸法君の一般質問

○4 番(坂口幸法君) 通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まず初めにですね、デジタル田園都市国家構想推進交付金についてというところで質問いたしますが、なぜこのことに質問するかと言いますと、町のですね、今回のこれですね、6 次総合計画にもつながってくると思うんですが、その中に行財政の効率化の推進を図ってまいっているところで、デジタル化の推進というところで、行政のですね、そういうところもあげてありますので、そういうことについてですね、ちょっと今回、デジタル田園都市国家推進交付金についてというところで質問をさせていただきます。

政府はですね、2021 年度補正予算に、地方のデジタル化推進のために新設するデジタル田園都市国家構想推進交付金として 200 億円を盛り込む方針を固めました。当初は 100 億円で調整していましたが、岸田文雄首相の看板政策を強力に推進するため、2 倍に増額しました。デジタルを活用した施設整備を支援する拠点整備交付金には、460 億円を充てるという新聞報道がありました。

2021 年 11 月 10 日、第 2 次岸田内閣が発足した。その翌日には、デジタル田園都市国家構想実現会議の初会議があり、岸田首相自身が議長を務め、官房長官、デジタル大臣など、首相を含め 11 人の大臣のメンバーがこの中には入っております。もちろん金子総務大臣も会議のメンバーとして名を連ねられております。

岸田首相は初会議の発言の中で、5 つの方針を示されております。まず第 1 に自治体クラウド、5G、データセンターなど、デジタル基盤の整備。第 2 に遠隔医療、教育、防災、リモートワークなど、地方の先導的なデジタル化の取り組みを支援。第 3 にデジタル田園都市国家構想推進交付金の新設。第 4 にデジタル臨調、GIGA スクール、スーパーシティ構想、スマート農業の成果の活用。最後に、第 5 番目にデジタル推進委員を全国に展開するという発言があっております。

ちなみに、初会議での金子総務大臣の発言内容はと申しますと、これは議事録に載っておりますが、総務省といたしましては、情報通信、地方行財政、消防、防災など、広い分野にわたる組織を結集して、デジタル田園都市国家構想を強力に推進すべく、明日、私を本部長とする総務省デジタル田園都市国家構想推進本部を立ち上げます。地方の繁栄なくして国の繁栄なし。5G や光ファイバーなどの情報通信基盤の整備、テレワークの推進や ICT を活用した地方での働き方支援など、地方にいても多様な働き方を選択できる環境づくり、災害に強い防災情報基盤の整備など、地方におけるデジタルの実装を進め、都市と地方とが物理的な距離を乗り越えてつながることにより、活力ある地域づくりが実現するよう、全力で取り組んでまいりますという発言内容でありました。

こうしたことから岸田政権は、新しい資本主義実現に向けた成長戦略の最も重要な柱と位置づけ、地方からデジタルの実装を進め、都市間格差の解消と地域活性化を強力に推し進めようとしているのは明らかであります。

このようなことを踏まえて、本町としてはどのように捉え、また現状も含めてどのように取り組まれようと思われているのかお伺いいたします。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、関係課長の答弁を許可します。

林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） それでは、お答えいたします。

本町のデジタル化につきましては、平成 25 年度に民設民営により、町内全域に光ブロードバンドを整備し、令和元年 6 月には世界的な Wi-Fi 環境関連企業であるフォン・ジャパンとの連携協定により、観光施設などにおける通信環境を整備することができました。

また直近では、教育のデジタル化を推進する GIGA スクール構想に基づいて各学校へタブレットを導入したほか、防災に関する各種システムの導入、会議のペーパーレス化に向けたタブレットの導入など、デジタル化に向けて取り組んできています。

議員がおっしゃるとおり、今回、デジタル田園都市国家構想推進交付金として 200 億円を補正予算に盛り込む方針が出されており、ほかにも既存の地方創生拠点整備交付金についても、460 億円の補正予算にデジタル技術を活用した施設整備を拡充対象として盛り込まれるとの方針が出されることは存じておりますが、交付金の活用等に関する詳細な情報がまだ出ていないところです。

DX、デジタルトランスフォーメーションやデジタル化に向けた取り組みは、まちづくり、地域づくりのみならず、地球温暖化対策など、環境保全にもつながる重要な取り組みであると理解しており、国の交付金に関する情報などを関係各課と共有しながら、事業化についても協議していきたいと考えています。

○議長（高橋裕子さん） 町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬浩一郎君） 議員おっしゃいますとおり、11 月 11 日に岸田総理が出席をされて、デジタル田園都市国家構想実現会議の第 1 回の会議が開催されたということです。

この構想は、先ほど議員おっしゃいましたこととちょっと被りますけれども、岸田総理はいわゆる新しい資本主義の実現に向けた成長戦略の最も重要な柱ということで位置づけられておりまして、地方からデジタルの実装を進めて、都市間格差の解消、それから地域活性化を目指すということです。たまたぎ財団の活動ともかなりリンクする部分があるんじゃないかというふうに思っております。

年内にも、当面の具体的施策と中長期的に取り組むべき施策の全体像を取りまとめて、構想実現のための時代を先取る形でデジタル基盤を公共インフラとして整備するとともに、これを活用した地方のデジタル実装について、政策を総動員して支援するということを言っておられます。

具体的には自治体クラウドや 5G、データセンターなどのデジタル基盤の整備、遠隔医療、教育、防災、リモートワーク、こういった地方の先導的なデジタル化の取り組みの支援、それから地方創生交付金に加え、議員言われましたデジタル田園都市国家構想推進交付金ですね、交付金の活用、そしてデジタル臨調、GIGA スクール、スーパーシティ構想、スマート農業の成果、これも議員おっしゃいましたとおりです。それからデジタル推進委員の全国展開ですね、この 5 本が柱になっているということのようです。

構想の具体的な方向付け、政府全体として取り組むように関係閣僚に指示をされましたが、若宮デジタル田園都市国家構想担当大臣は今後の論点といたしまして、地方の課題を解決するためのデジタルの実装とデジタル人材の育成確保、地方を支えるデジタル基盤の整備、誰一人取り残さない社会の実現の 4 点を提示されまして、地方の課題解決に向けて、地方創生

テレワークの推進、ビッグデータの活用による新産業の創出やスマート農業の推進による成長産業化、そういったもの、それから物流の確保、スーパーシティ構想の早期実現などを検討する考えを示しておられるようです。

これも、たらぎ財団の活動と若干リンクしますけれども、地域で活躍するデジタル人材の育成、これは昨日、人材育成の部分でご質問をしていただきましたけれども、こういったものの確保については熊本大学がですね、先日、新聞の1面に載っておりますけれども、半導体教育センターを、半導体教育研究センターを、来年4月の、4月に開設するということが9日の新聞に掲載をされておりました。

これあの小川学長の方ですね、提案をしていただいて掲載されておりますが、地方の大学、それから高等専門学校などを中核とした先端的人材の循環、好循環の確立、こういった具体策を提示されまして、地方を支えるデジタル基盤の整備については、5G、データセンター、Wi-Fiなど世界最高水準のハードウェア、インフラ整備を加速させるという考えのようです。

岸田総理と金子総務大臣の肝いりの政策でありますので、詳しい内容がわかりましたらですね、町でもぜひ活用させていただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） もうほとんど次の答弁の内容まで町長言っていただきましたが、あの、ちょうどこれ余談になりますが、金子総務大臣がですね、ちょうど衆議院選挙ご当選されて、次の閣僚だ、何だろうかというときに槻木に来られて、槻木の方々と懇談会を行っておりますときに、いろんな意味で槻木の人たちもやっぱりあそこはもう山間地でもあって、携帯電話のですね、どうしてもやっぱ、今だいぶ民間の鉄塔もできて、つながるようになりましたが、ところどころやっぱりつながらないところもあるので、それをどうにかしてほしいという槻木の人たちがお願いを、そんな時にはまだ何の閣僚なのか決まっておりましたが、次の日ですね、総務大臣ちゅうところで、本当あの何かこう不思議な気持ちですね、我々も。

今度はそういう総務大臣なられたちゅうことで、そういう今後のデジタル化に向けてのですね、これにはものすごぴったりのですね、省庁ではないかなというところで、ぜひですね、総務大臣とも今後ですね、親密に連携をとりながらですね、よければあの5Gの言葉も出てきましたが、5Gがですね、なかなかこの人吉球磨にはまだつながるっていうか、5Gを利用する所がありません。

調べてみますと、22年の2月にやっと人吉のところで利用できるような状態で、まだその5月以降もまだこの人吉球磨には全然5Gもですね、つながる、利用できるような状態ではありませんので、ぜひその辺も含めてですね、総務大臣の方には5Gのですね、利用できるような体制づくりをですね、早く人吉球磨、この球磨郡の方にもぜひ持ってきていただくということも含めてですね、今後、要望していただければと思っております。

岸田首相のですね、今回、臨時国会の所信表明でも、このデジタル田園都市国家構想に対するですね、岸田首相の所信表明がありました。それを読んでみますと、新しい資本主義の主演は地方です。4.4兆円を投入し、地域が抱える人口減少、高齢化、産業空洞化などの課題をデジタルの力を活用することによって解決していきます。

デジタル田園都市国家構想実現会議の下、デジタル田園都市国家構想を推進します。デジタルによる地域活性化を進め、さらには、地方から国全体へ、ボトムアップの成長を実現していきます。

海底ケーブルで日本を周回するデジタル田園都市スーパーハイウェイを3年程度で完成させます。各地に設置する大規模データセンター、光ファイバー、5Gと組み合わせ、日本中、津々浦々、どこにいても、高速大容量のデジタルサービスが使えるようにします。

世界最先端のデジタル基盤の上で自動配送、ドローン宅配、遠隔医療、教育、防災、リモ

ートワーク、スマート農業などのサービスを実施していきます。デジタル化、デジタルトランスフォーメーションを進める司令塔であるデジタル庁の機能を強化します。

デジタル臨時行政調査会で、デジタル社会変革の青写真を描きます。まず、関係省庁が順守すべきデジタル原則を決めます。その枠組みの下で、来春には、規制や制度、行政の横断的な見直しを一気に進めるプランを取りまとめます。

マイナンバーカードと保険証、運転免許証の一体化、希望者の公金受取口座の登録を進めるとともに、本人確認機能をスマートフォンに搭載することで利便性を向上させます。

さらに12月20日からは、マイナンバーカードを使い、スマートフォンによって、国内外で利用できるワクチン接種証明を入手できるようにします。これらの取り組みを進め、国民の皆さんに、デジタル社会のメリットを実感してもらうようにしますという所信表明演説内容でありました。

このスマートフォンによってワクチン接種証明の、12月20日からと書いてありますが、この前の新聞にも何か500万件のこの登録ミスっていいですか、そういうことが出てきてなかなかこれも前に進まないというところで、住民ほけん課長にも尋ねましたが、まだまだ多良木町はもう、そこまでも全然やってないという、まだ来てないというところでありましたが、そういう内容でございました。

国はデジタルトランスフォーメーションを言い換えると、進化したデジタル技術を浸透させることで、人々の生活をよりよいものへと変革すること。これはすなわち本町の次期総合計画である、第6次総合計画にも掲げてあるSDGs、持続可能なまちづくりのため、Society5.0の実現を強力に推し進めようとしているとも捉えることができると思います。

そうした状況の中で他自治体も、他の自治体もですね、デジタル化の波に乗り遅れないような様々な取り組みを行っております。人吉市では、今年の7月豪雨で甚大な被害を受けた人吉球磨の経済復興に向け、人吉市内のみで手軽に使えるデジタル地域通貨きじ馬コインで、スマートフォン専用のアプリなどを使った決済が12月1日から始まっております。昨日の夕方の人吉新聞にも載っております。これは同市が第6次総合計画に掲げるスマートシティの実現に向けた取り組みでもあります。

また大津町は今年1日より、町県民税や固定資産税、国民健康保険、介護保険料、保育料などをクレジットカードやスマートフォンのアプリで納付できる、キャッシュレス決済も始めております。町は、町民の利便性向上のため、2018年度から検討し、納付サイト設置やシステム改修などの事業費は184万円で、昨年度からは、コンビニ納付も導入しているとのことでした。

また荒尾市でも、情報通信技術、ICTを活用したスマートシティを進めるとの新聞報道もあっております。昨日の町長の答弁の中にもありましたが、菊陽町の方で、半導体受託生産最大大手の台湾積体回路製造メーカーTSMCが、菊陽町への工場建設を発表しました。新工場への初期投資額は約8,000億円で、県内への誘致企業の投資額では過去最大規模で、1,500人の新規雇用を見込んでおり、2024年度末までに生産を始める計画だということです。

これに対し蒲島知事は、経済効果は九州全体に波及効果が望めるのではないかと歓迎する一方、人材確保については県内企業でも不足する可能性があり、人材育成や、他県から魅力的な人材を呼び込むことに力を入れていくという答弁がございました。

また先ほど町長が述べられましたように、熊本大学でも、TSMCの工場計画を大きなチャンスと捉え、人材の育成確保のため、来春には半導体研究拠点を設置することを明らかにしております。世界的に半導体不足が叫ばれている中、大変喜ばしいことではありますが、個人的には、今後、県央に若者を中心に人材の流出を危惧するのは私だけでしょうか。

今後は本町も、デジタルトランスフォーメーション、またはSociety5.0を強力に推し進めるとともに、また本町の行政経営プランの中の基本方針1の、効率的で効果的な行政サービス

の推進にもつながると思うので、今後は民間も含め、高度な専門知識を持ったデジタル人材の確保に向けて、最優先事項として位置づけ、早急に取り組む必要があると思います。

先ほど町長の答弁の中にも、これは財団等も含めてですね、財団の中には、そういうスペシャルちゅうか、プロ集団みたいな方もいらっしゃるし、昨日、答弁にあった DeNA さんとか、シビレさんとかですね、そういうところと連携しながらですね、ぜひこれを早急に取り組んでいくことが、もう喫緊の課題と私は思っておりますので、先ほど答弁また繰り返しのなると思いますが、町長がいかがお考えかお伺いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬浩一郎君） はい、議員おっしゃるとおりですね、デジタル化の波が、また本格的に地方に押し寄せてくるということになりますと、やはり地方も力をつけておかないと、なかなかそれを受け入れて、そしてそれを活用していくということがなかなか難しくなると思いますので、そういう部分を今から考えていかなくちゃいけないかなというふうに思っています。

恐らく国はこの先考えてるのは、前から言われてたんですけど、都市、国の機能をですね、地方に分散させていく、リスク分散というんですかね、そういうのがやっぱりこれから必要だろうと思います。っていうのが、やはり東京のほうに、30年のうちに70%の確率でということで、地震が想定されておりますので、こういうことも含めれば、今、議員おっしゃったように、やっぱりこうデジタルトランスフォーメーション、そういうものをきちんと確立した上で、都市機能を移してもいいような部分を幾つか作っておいてというのが確かですね、国の方の長期的なビジョンではないかなというふうに思っております。

で、今、県央の方に、そういう才能が流出してしまうのはちょっとっていうのは、そういう危惧を持っておられるとさっきおっしゃいましたけど、それはまさに私たちも同じ危惧を持っております。

やはり地元でそういうことをきちんとやっていただく人を残しておかないとですね、やはり行政の対応もできなくなりますし、そこらあたりはこれから色々と議会にご相談しながら、多良木町もしっかりとですね、これがはっきりした姿が近々見えてくると思いますので、そうした時には是非、予算を活用させていただいて早めに取り組みたいというふうに思います。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） 町長もそういう人材のそういう専門分野の若い子たちが県央に流出の危惧を持ってらっしゃるちゅうことで、熊本大学の、そういう拠点整備のことに關しても、熊本大学が言ってるのは、県央の県立技術短期大学と熊本高専と連携して取り組んでいきたいっていう話しでありますので、今この工業系とか言いますと、こっちは球磨工業とかございしますが、なかなかそういうこの専門分野を教えるような、その科は無いみたいなので、これはですね、人吉球磨も全体も含めてそういう若い子たちの人材を何とかこのこっちに引き留めておくことも大事なことであって、これはもう人吉球磨全体で取り組んでいってもらえればと思っておりますので、よろしく願います。

そういう中でですね、蒲島知事が今回のですね、県議会の一般質問の中で、デジタルトランスフォーメーションを全庁的に進めるために、来年のですね、情報政策課、情報政策課を拡充して、専任の局を新設する方針を明らかにしました。これは一般質問で答弁されております。

読んでみますと、高度な専門知識を持つ民間の人材を幹部職に登用することも検討しているということで、数十人規模とする方針であります。具体的な体制などは今後詰めるちゅうところで、県庁内で運用されているシステムの効率化や、デジタルトランスフォーメーションに取り組む市町村支援にも当たるということであります。

このことはですね、うちの副町長の塚本副町長もですね、県の出身ということで、この辺

も含めてですね、是非またあの県とのそういうパイプも含めて、情報をキャッチしていただいでですね、財団の方々も含め、今度この推進交付金の中にも、そういうデジタル推進委員の全国展開っていう話もございますんで、是非そういうところも含めながらですね、今後はその情報をいかに早くキャッチして、総務大臣の金子大臣とも含めてですね、連携していただければと思っておりますんで、よろしくお願ひします。

このデジタル化ってということでこの総合計画にも書いてありますが、生涯学習のですね、その講座の中にも今後、この 5G、AI、5G に向けた学習講座に取り組みますちゅうことで、今、パソコンの生涯学習講座はありますが、スマートフォンとかですね、できれば楽しむためにも、どこかの自治体では若者に流行ってます e スポーツをですね、高齢者でも今こう取り組んでいらっしゃる自治体もございまして、楽しみながらこのデジタルを活用していくようなことも今からですね、大事だろうと思ひますんでこれは教育、生涯学習課の方も含めてですね、そういうのも書いてあるので、是非、教育長のですね、指導のもと、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことを含めましてですね、今後、次のデジタル化のことも含めてですね、次の質問に入っていきたいと思ひます。

次、エコポイントシステム導入についてってところでございまして。このエコポイントシステムで言いますと、まだ何だろうかということがありますが、今の本町のリサイクル事業に関しましては、リサイクル委託料として各行政区で行っておるわけですが、今ストックヤードを利用してされてるんですが、なかなかこう町民に、個人個人のリサイクル、環境意識がまだまだ薄いんじゃないのかなって思ひがありましてですね、これ平成 23 年から取り組んでる環境省が提唱してる事業なんです、そういう経済的インセンティブをつけて、楽しく地域住民がリサイクル、3R というんですが、こういうことを取り組んでいくことも大事じゃないかというところで今回、取り上げております。

というところで、3R という言葉があります。これはリデュースごみを減らす、リユース繰り返し使う、リサイクル資源を再利用するという 3 つの行動を示している言葉であります。3R は天然資源の消費を抑え環境への負担をできるだけ少なくする、循環型社会を実現する重要なキーワードであります。

この環境に配慮した 3 つの行動を、地域住民みんなで楽しみながら実行、促進するために、3R に該当する行動にポイントをつけ、獲得したポイントを商品やサービスなどと交換する制度、3R エコポイントシステムを導入する考えはないかということで、これは平成 23 年環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部企画課循環社会推進室から出されたもので、これまで、個人の環境への興味、意識は高まっているものの、その高い興味、意識に対して、環境に良い行動、いわゆる環境配慮行動までには結びついていないことが多い状況であると言えます。

地域における環境問題を解決するためには、個人が普段の生活の中で、どのような環境配慮行動が行われるかわかりやすく示すこと、環境配慮行動の場を増やすこと、環境配慮行動を行うことに対して経済的なインセンティブ、便益を提供すること、これまで 3R の行動に興味や関心をなかつた方々も楽しく取り組めること、そういったきっかけや仕組みづくり、提供することは非常に重要であることから、約 10 年前に提唱され、現在では経済産業省を含む 3R 関係 8 省庁で、3R に対する理解と協力を求めるため、毎年 10 月を 3R 推進月間と定め、広く国民に向けて普及啓発活動を実施しているそうです。

こうした 3R エコポイントシステムを導入することによって、ごみ処理のコストダウンや効率化を図ることができ、地域住民に環境に対する意識を高めてもらうと同時に、エコポイントというプラスアルファの売りができ、お店の集客力、宣伝効果がアップ及び消費者と事業者が共に協力できる活動なので、住民の交流が活発化するなど効果があると思ひますが、町としてはいかががお考えかお伺ひいたします。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） お答えいたします。

議員申されました 3R、このうちの一つのリサイクルについてちょっと述べさせていただきたいと思いますが、本町におきます資源ごみの回収というものにつきましては、各行政区の区長さんを中心とされていると思いますけども、たくさんの方の皆様のご理解とご協力によりまして、それぞれ分別をしていただいてストックヤードまで運んできていただいているということでやっております。

これまでの取り組みによりまして、町民の皆さん方の環境に対する意識は高くなってきている方ではないかというふうに思っているところでございます。が一方、ストックヤードの職員の話を聞きますと、たまに分別があまりされておらず、いろいろなものが混ざっているというものもあるというふうに聞いております。ごく一部ではございますけども、理解をされていない方も若干いらっしゃるのではなからうかというふうに思っているところでございます。

議員ご質問にありました 3R エコポイントシステムでございますけども、おっしゃるとおり環境省において推進をされている制度でございます。地域住民の皆さんが楽しみながら環境問題に取り組むことということがみそでございまして、それによって持続可能な社会につながるということにつながっております。

システム導入の事例が関係省のホームページにあがっております、足立区でございまして、ペットボトルの自動回収機を設置して、その機械に IC カードをタッチした後ペットボトルを投入しますと、1本当たり 5 ポイントが加算される仕組みになっております。このポイントが 1,000 ポイント溜まりますと、100 円分の買物券と交換できるというふうなこともつながっております。こういったことで住民の方が楽しみながらこのポイントを貯めるということになって、ひいてはこの環境の問題に意識が高まるというようなことにつながっているというふうになっております。

今後、多良木町におきまして、環境に対する意識をさらに高めるためにはどんなことができるのか、こういったものをもっと研究をしていきたいと思っておりますし、その上で、現在、ストックヤードができて、住民の方は計量なしで今持ち込んでいただいております。ひょっとすれば、以前のような計量が必要なことも出てくるかもしれませんし、もしそういった場合につきましては、区長の皆さん方ともお話し合いをさせていただいて、制度設計をさせていただければというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬浩一郎君） 3R は、議員おっしゃいましたとおり、リデュースとリユースと、それからリサイクル、この 3 つの頭文字を表しておりますけども、その意味は、リデュースっていうのはさっきおっしゃったように、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されないようにということですね。それからリユースというのは使用済みになっても、その中でもう一度使えるごみとして廃棄しないで再使用するということ。それからリサイクルは現在やっておりますように、再使用できずに、また再使用された後に廃棄されたものでも、もう 1 回再生資源として再利用するということになるかと思っておりますが、3R 事業というのは、この 3 つの R に取り組むことで、ごみを限りなく少なくするというところで、そのことでごみの焼却、埋立て処分による環境への悪影響を極力減らすことですね、それから限りある資源を有効に繰り返し使うということ、循環型社会をつくらうということだと思います。

担当課長が今申し上げましたが、これも前回のご質問の折にですね、議員がおっしゃいましたように SDGs にもリンクしてくるというふうに思いますので、これは研究課題として、担当課とともにこれから考えていきたいと思っております。

今担当課はワクチン接種でですね、かなりバタバタしておりますので、これが一段落した

らですね、ぜひ考えてみたいと思っております。

今地元、私もちょっと時々行くんですが、昔は各区が日曜日に、土曜日に、たくさんそれぞれ運んでこられるので、よくあれで事故が起きなかったなと思っております。かなり高齢化しておられますので、その中で朝早く出てきて来られて、もう 30 年近くやってるんですけど、その中で 1 件も事故が起きなかったのは本当にすばらしいことだと思いますし、皆さんの意識の高さを思うんですが。

やはり高齢化が進んできてましてですね、今回のストックヤードに切替えたというのは、一つの本当にエポックメイキングなというか、これから危ないので、できればもう今までの実態に応じてお金を支払う、これは区費を上げなくて済む区とかですね、色んなメリットが区の方にはありますので、まちょっと岡本課長が計らなくてはいけないかもしれないというふうに言っていたのは、ちょっと私もそれは話しに聞いたことあるんですけど、しかし、リサイクルをしっかりとやることで、やはり循環型社会に寄与していくということは必要だと思いますし、3R についてはこれからまた研究をさせただけならばというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 4 番。

○4 番（坂口幸法君） リサイクル、3R も含めてですね、これは私個人的には、個人のそういうモラルといいますか、そういう意識の環境に対する意識の有るか無いかも含めてですね、今から個人でこうやって醸成していくことだろうとは思っております。

その中で、リサイクルのことで今言われましたけど、特にうちの行政区は一番大きい、8 区の 1 は大きい行政区でもありまして、このペットボトルの網に入れてあるんですが、あれも溜まるときには 30 個とか 40 個ぐらい溜まります。スチール缶、じゃなかったアルミ缶も含めてですね。それで軽トラで運ぶんですが、あれにせいぜい乗せて 6 個ないし 8 個、それで何十往復もします。

我々は、あとは同僚議員もいるんですが、あとは結構年配の方々も含めてですね、軽トラも出されて、それで運んでいくんですが、やっぱり交通事故の件とかですね、いろいろ我々も心配するところあるんですが、そういうところも含めて、大変な状況でもあると思って、これもやっぱり、特に町営住宅関係のやっぱりそのリサイクルに関してのやっぱり認識の甘さといいますか、それがもう顕著に現われておりまして、先ほど課長も申しましたが、そういうストックヤードにある職員の中でもそういう、ちょっと、そういうのが見受けられるという話がありましたけど、多分ほとんど町営住宅の人たちだろうと思います。

町営住宅は町の管理でもありますので、これは建設課の方でもですね、是非そういう周知徹底をですね含めて、我々も張り紙とかしてるんですが、なかなかですね、守ってもらえない。本当にまだまだシールが貼ってあったりとか、蓋がついたままとか、違うもの入れてあるとかあるので、また我々はあそこでまたひっくり返して、またきれいなものを入れるような、また二度手間、三度手間みたいなこともやってるのが現状でございます。

なかなかうちの行政区は老人会が請け負ってますので、その中で当番を決めて、その班の方々にも出てきてもらうんですが、なかなかまだですね、その中で町営住宅の方からも 1 人か 2 人は出て来てこられたこともあるんですが、なかなかですね、もう毎回同じような人ばかりでございますので、なかなかそういうところも含めれば、やっぱり今からはそういうリサイクルとかこういう 3R に関しての、やっぱりこういう意識ちゅうのを高めていくことが大事ななというところでこの質問をいたしたところでございます。

先ほど、いろんな事例を課長の方も申されました。そこでですね、福井県の池田町っていうところがありますが、このリサイクルエコポイント制度ちゅうのを実施をされております。ここはですね、まちの駅ってコテいけどというまちの駅がある、面白い駅なんですけど、ここはですね、缶やペットボトルの、ここは自動資源回収機が設置されており、行政が集落まで出向いて回収する方法ではなく、町民による持込み回収を行っております。また町民だ

けでなく池田町に観光にこられた方も利用され、町外の方も含めた環境意識の向上を図っておられるच्छゅうことで、この自動資源回収機には、缶やペットボトル 10 個につきエコポイント商品券 10 円券を 1 枚発行されまして、いろんな地元のそういう商店街で利用できるような形になっておりますが、こうやって色んな小さな取り組みではございますが、こういう面白い取り組みをされてるところもありますんで、是非、先ほど町長も申されましたが、今、担当課として、来年はまだワクチン接種も含めてですね、大変忙しいところでもございますが、是非ですね次年度に向けて、今後のこのリサイクルに関しての取り組みをですね、また違う方向性また方向転換も含めてしていただければと思っておりますんで、今後の検討課題としてお願いします。

次に最後になりますが、3 番目の自伐型林業についてというところで質問させていただきます。

なぜこの自伐型林業を質問しますかच्छゅうと、私もあんまり林業には詳しくはありませんが、この人吉球磨を周りを見ますと、結構ですね、山肌がですね、全伐されてこう山肌が見えて、結構崩れてるところも見受けられます。そういうところを含めるとまた、今後いつまた豪雨が襲ってですね、そういうふうな被害が出るやしませんので、もうそういうところも心配してのことですが、この自伐型林業をいろいろ調べて勉強してみますと、ものすごく理にかなったことだなあと私個人的には思っております。

そういうところで、自伐型林業は適正規模な山林を確保し、毎年、間伐生産しながら、長期的に経営を安定させる林業であります。安定した生業を創出され、移住・定住策となり、獣害対策、災害防止、脱温暖化対策等の様々な効果を発揮できると思います。

どのようにお考えかということで、またこの導入といいますか推進、推奨ですね、いかがお考えかということで、自伐型林業の特徴が、対象区画の木を全て切る皆伐ではなく、将来残したい木を決めて、その支障となる木を間引く間伐を長期にわたって繰り返す。間伐により残した木の品質は上がり高く売れるようになるため、将来山の価値も高まる、壊れにくい作業道の高まります。また壊れにくい作業道の整備も行うなど、山へのダメージを最小限に抑え、災害に起きにくい山づくりになるそうでもあります。

NPO 自伐型林業推進協会によると、自伐型林業は日本でも 54 の自治体が支援していて、山を持っていなくても林業を始める若者や移住者が増えているそうでもあります。個人や小人数で山を持ち、生計を立てるケースもあるそうです。また間伐によって一度に伐採する面積を一定以下に抑えられることで、自然環境を守ることもつながり、自然の中でほどほどに稼ぎなら、環境保護にも貢献でき、環境への意識が高いとされる今の若者の価値観にマッチした働き方であるとも言われているそうでもあります。

がしかし、現行林業のデメリット、メリットを変える効果をもたらす自伐型林業ではありますが、新規参入ゆえの問題点と課題もあるようで、山の所有や森林組合などとうまくコミュニケーションがとれず、自伐型で参入しようとしても、森林組合の方で森林計画を立ててしまい、森林経営計画を立ててしまい、行政からストップがかかってしまうケースもあるようでございます。

いずれにしても、自伐型林業を推進することが、本町の次期総合計画第 6 次総合計画案の基本目標 4、歴史文化を大切に地域資源を生かした活力あるまちづくりにしましょうの中の、基本方針 2 の力強い農林業づくり推進のための林業振興、林地荒廃防止にもつながると思いますので、この自伐型林業に対しての推進に関しては、町としてはどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） それでは、お答えいたします。

本町の林業従事者におきまして高齢化や後継者不足となっており、今後の民有林の森林

管理に対する不安を感じているところでございます。

そのような中で、議員申されるとおり、移住・定住対策の一つの方法といたしまして、自伐型林業を推進していくことは、本町の面積に対して約8割もの森林を有しておりますので、移住・定住策の問題となっている働く場所を解決する選択肢の一つとなり得ると考えております。また町民へ自伐型林業の選択肢を紹介していくことで、人口の流出への歯止めになる可能性もありますし、主たる職業と、自伐型林業の兼業化により、所得向上も期待できると思っております。併せて獣害対策、災害防止、地球温暖化対策の一助にもなるというふうに考えているところでございます。

導入につきましては、移住・定住対策のもう一つの問題でもあります住む場所の提供と併せて検討する必要があるかと思っております。また自伐型林業の新規の職業を推進していくためには、チェーンソー、トラック等の資材の導入費用の問題や、森林をどのように取得させるか、また技術をどのように取得させていくかなどの様々なハードルがあるかと思っております。

このような問題を解決するために、民有林所有者の管理状況の把握、林業大学校、また各種作業等の講習会の紹介、関係機関、林業者との協議が必要になってくるかと思っております。

しかしながらこの自伐型林業は、今後、民有林整備を推進していく中で重要なものになっていくと感じておりますので、今、先進的に行われてる町村をですね、取り組み等を情報収集をしながら、今後検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬浩一郎君） 自伐型林業について、ご提案とご質問をいただいておりますが、日本は国土の7割が森林であるということで、島国で雨が多いために樹木がよく育つということですね。それから多良木町も同様に8割が森林、山林であるということがあります。

1980年代頃に約15万人いらっしゃった林業従事者が、2015年には5万人を割っております。そしてこの約35年間で3分の1ほどになっているということで、人工林を放置いたしますとですね、地表に光が、日光が届かなくなるということで、人工林で大雨あるいは台風が発生すると、山の表層を雨水が流れてですね、7月豪雨のような形で土砂災害を引き起こす、そういった可能性があります。

また生産量重視によってですね、大量に伐採されている間伐作業林や森林を全て伐採する皆伐、先ほどおっしゃいましたけども皆伐ですね、これできちんと手が入った整備された森だと思われていた山林が、放置した不整備の人口林よりも災害を多く引き起こす場合もあるということを知っております。木を切り過ぎてしまったり、荒い作業道を作ったりしたことによって、山腹の崩壊、あるいは土石流が、土砂が増え、山林の劣化を引き起こす可能性があるというふうに言われております。

豪雨災害が増えている昨今ですけれども、大きな問題となっているようです。自伐型林業の間伐は木の成長量を超えない全体の2割程度までに抑えるということで行われているというふうに聞いておりますので、間伐しても木が増えていくというような状態が保たれるということだそうです。

継続的に木材がとれる仕組みができますので、これは多間伐施業と言われているということで、全国にも広まった方法なんだそうですけれども、成長量を超える木の量の木を切らないことが森林経営の持続的な経営につながるということで、いかに山に負荷をかけずに林業を続けていくか、その答えが議員おっしゃった自伐型林業というふうに聞いております。

さらに自伐型林業は農業との兼業も可能ということだそうです。天候によって作物の出来具合にムラがある農業だけでは収入が安定しにくいという場合ですね、さらに病害虫対策、作物の温度管理などにも手間と時間がかかりますので、一方で、林業はこまめな手入れはそれ

ほど必要はないと、間伐の適期は、多くの農家が農閑期となることが多い秋冬ですので、農作業の負担にはならないということだそうです。農閑期に収入源を確保できるということなので、春夏は農業、秋冬は林業ということですね。

そういう新しい働き方、材価は変動が激しいので、農業も天候に左右されますために、兼業することで補うということができて、リスク分散になるということを知っています。

既に自伐型林業を始めている人は、大体都会から地方に、先ほども言われましたが、移住してきた人が多いと。ですからまだトラックとかチェーンソーを持っておられない方ですね、が多いということで、まだ兼業されてる方はそんなに多くないということだそうです。是非、農家の皆さんにも林業の魅力を知ってもらってですね、兼業も検討していただいて、ということで林野庁の方でも推奨されているということだそうです。

大変貴重なご提案をありがとうございました。担当課と研究をしてみたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） 今、課長も町長も申されましたとおりですね、大変、今後、自伐型林業ですね、今後の林業振興にもものすごく転換も含めて役立っていくのではないのかなと私は思っております。

そういうところで今、熊本林業大学校でもですね、地域の林業を経営するリーダーや新たな自伐林家等を育成するためにですね、自伐林家育成コースも開設されております。

熊本県の方にはまだこの自伐型推進協議会という、まだあれは入ってるところはありませんが、今回ですね、この10月17日の日にですね、やっぱこの自伐型推進協議会、推進協議会で、球磨村の方で色んなシンポジウムとか、パネルディスカッションの執り行っております。これは球磨村のこの皆伐したところの写真で、こういうところからこうやって多分あそこの鍾乳洞、なんですかねあそこは、ありますよね、一勝地、球泉洞、多分その上だろうとは思いますが、ちょっとはつきりはまだ、これは球磨村の写真だそうです。

そういうところで、こういうふうには熊本県の方でもこういういろんな取り組みをですね、こうやってシンポジウムを含めて、この自伐型林業に向けた、そういう取り組みをやってるところもありますんで、是非これもまた課とまた色々町長も含めて、研究も含めて今後行っていただければと思っております。

そういうところで、昨日、同僚議員からもありましたが、盛土の土砂、土捨て場のことでもありましたが、この町有林のですね、この皆伐のところからこうやって豪雨によって、いろんな被害が起きた場合の、この町の責任問題とかも色々やっぱこういうところも出てくるのかなとやっぱいう思いはすればですね、この自伐型林業の転換期も含めてですね、今後検討していくべきだろうと思っております。

最後にですね、この自伐型林業の旗頭になってほしい人がいます。それはですね、同僚議員である落合議員がですね、槻木に広大な山を持っておりますんで、是非、落合議員にもですね、この自伐型林業の旗頭になって、また槻木の再興もまた活性化も含めて取り組んでいただけることを期待して、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（高橋裕子さん） これで4番坂口幸法さんの一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時55分休憩)

(午前11時03分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、10番宇佐信行さんの一般質問を許可します。

10番宇佐信行さん。

宇佐 信行君の一般質問

○10番（宇佐信行君） まず議長にお伺いしますが、質問につきまして総務産業の管轄にすることが多少出てくるかと思いますが、根幹に関する事項でございますので、許可いただけますでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） はい、許可いたします。

○10番（宇佐信行君） それでは通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

1番のふれあい交流センターえびすの湯についてということでございます。

えびすの湯の運営改善に向けた具体的な対策と町長の改革案を伺いたいということでございますが、昨日、同僚議員の方が大分なかな、なかの内容につきましては質問されて、答弁も行われたわけでございますので、私もこれについては短い時間です、終わりたいと思いますが、昨日のですね、答弁の中で、岡本住民ほけん課長の答弁の中でですね、経営改善計画等についてはですね、今のところ結論に至っていないというような答弁が出た背景がありますよね。

そのようなことで、今日は町長の方ですね、若干三つですね、質問をしたいと思えます。まずですね、ブルートレインとの関連性ですね。これは連動性がありますよね。ブルートレインの方でいわゆる宿泊される方には提供、いわゆる温泉センターを提供しておるといふふうなこと、関連性があります。

2番目にですね、あそこには木質バイオマス事業をですね、取り入れて今現在、稼働しているわけでございますが、補助事業関係もですね、絡んでまいります、これ関連性、この関連性。

それから昨日、答弁の中にですね、諮問委員会というものがですね、今後考えているというようなことが町長の方から答弁がありました。このですね、三つですね、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、関係課長の答弁を許可します。

吉瀬町長。

○町長（吉瀬浩一郎君） はい、今、議員の方からブルートレインとの関連、とそれからバイオマス事業とのこの補助金との関連ですね、それから諮問委員会という言葉が出たけども、どういふふうにしていくのかというお尋ねがありました。

まず、私も総論としてまずお話をさせていただいて、そのあとに、この個別の案件についてお答えをしたいというふうに思います。

えびすの湯につきましては、昨日の同僚議員のご質問がありましたけれども、そこで述べましたとおりですけれども、ご質問の内容が、運営改善に向けた具体的な対策と改革案というふうな形で質問をされておりますので、一步踏み込んだ形でのご質問のようですので、今回の議会ではですね、昨日、ちょっと失礼しました、3人と言いましたけどお2人からご質問がありましたので、私の方もですね、一步踏み込んだご答弁をしなければならないかなというふうに思っております。

えびすの湯に関しましては、これまで何度も議員の皆さんから一般質問で、またあるいは住民の皆さんからどうするんですかという問いかけを何回も伺っております。これまでは利用されている皆さん方、それから施設で働いておられる皆さん方がおられますので、なかなかはっきりとお答えをできてきませんでした。

しかし安い入館料をですね、それから3ヶ月券を値上げするとか、そういった営業日を、例えば営業日を少なくするとか、そういった改善の方法はいろいろあると思うんですが、どの方法で対処してもなかなか劇的な改善は難しいだろうということなんです。

最初から黒字経営ということはあんまり考えておられなくて、当初からですね、福祉目的

というのがあって、そんなに赤字が出なければ福祉目的でいいんじゃないかなというふうな考え方があったのも、ということも聞いておりますので、去年の12月から今年の11月までです、1年の間に3ヶ月券を購入された方の数なんですけれども、町内の方が289件、町外の方が127件で合計の416件で1万円券ですよ、3ヶ月券を購入しておられます。大体416ですから、100人くらいの方が3ヶ月券を利用されてるのかな、これ担当課とちょっと話したときにそういう数字が出てきましたが、416件ですと、金額に直せば416万円ということで、過去3年間の入館料などの収入を見ますとですね、出してありました資料を見ましたら、平成30年が2,220万円、それから令和元年が2,640万円、令和2年が1,590万円ということで、元年度が2年度よりも194万円多いのは、多良木高校に避難してこられました球磨村の方々ですね、この方々の入館料の分が増えてるのかなと思います。

コンスタントに2,000万を超えていたものが、1,590万ということで令和2年になっておりますけれども、これは感染症の拡大で休館日が多かったんですね。非常にあそこを閉じたことが多かったのでこのような状況になってきました。

えびすの湯としましては、これまでどおり運営していく限り、今の状態で運営していく限り黒字転換は望めないということは、これあの昨日も申し上げたとおりです。施設は冷暖房が効いておりますので、町内のお年寄りが暑いときとかですね、寒いときには、あそこで長時間利用されて大変喜ばれているという実態もあります。公衆浴場ですので、利用者の方々は町外からも来られます。7月豪雨の折は球磨村の方々が大変助かったというふうにおっしゃってございましたけれども、これだけではないと思うんですが、えびすの湯があることで助かっているという方はやはりたくさんいらっしゃるわけですね。

しかし一方では毎年4,000万円という大きな一般財源を投入しながら経営をしているということ。そういう厳然たる事実もまたあるわけです。採算面だけでお話しをするならば、事業からの撤退という選択肢が出てくるのは当然ではないかと思いますが、ご利用いただいている方から間違いなくですね、それをやったらご批判とお叱りを受けることはこれは間違いのないと思います。

撤退の政治というふうに昨日、申し上げましたけれども、どこかの時点で、誰かがやらなければならぬことであると思います。これは長年にわたって検討されてきて現在に至っているわけですので、保育所の民営化、それから多良木学園の民営化、そして今度は、えびすの湯をどうするのかということで、不採算部門については、やはり行政の責任として手を打っていかなくてはならないんじゃないかというふうなことは、もう充分認識をしているところではあります。

先ほど、3番目の質問に諮問機関を作って今後の方向を決めていく必要があると昨日、申し上げましたけれども、これは是非、諮問機関を作りたいと思っております。えびすの湯をこれからどうするのかということですね。もうこれ以上、やはり4,000万の赤字をずっと出していくわけにはいきませんので、ここらあたりで腹をくくって諮問、いろんな批判があると思っておりますけれども、諮問機関を作って、これからどうしていくのかということ具体的検討していかなければならないというふうに思っております。

それから、ブルートレインとの関係なんですけれども、ブルートレインには、ちょっとこれ課長とはまだ話してないんですが、確かガスで何ていうか、できるシャワー室が確かあったと思うんですけど、ここらあたりちょっとまた担当課長に聞いてみたいと思うんですが、そのシャワー室の利用というのは暫定的にはできるかなというふうに思っておりますので、えびすの湯を利用させていただくということでブルートレインを楽しみに来ておられるという方もいらっしゃると思いますので、そこあたりはもうちょっと深く考えていかなくてはならないかなというふうに思っております。

それからバイオマス事業で1億円ぐらい、約1億円かけてバイオマス事業を導入しましたけ

れども、これあの同僚議員の方からご質問があつてバイオマス導入はどうなったんだということをおっしゃいました。たまたまそういうことだったのでしょけれど初期不良というか機械自体がですね、やはり最初からずっと故障続きということで、これもまあ、なかなかプロパーザルというのは難しいですね、その面接ただけでその人の機械まで分かるわけではありませんので、もうこれは致し方ないと思うんですが、そういう状態で、あまり性能のよくない機械が入ってきてしまったということで、それを仲介されたディストリビューターの多良木の建設会社の方もですね、非常に困っておられて、結局、なかなかこう、あれやったらすぐ煙が出ますのでですね、いろいろと、もう使っても、何ていうかあそこのはいいという定説がついてる機械を本当は入れればよかったのかもしれないですけどね。そこはなかなか導入の段階では判断は難しいと思いますので、で、まだ返していかなければならない、バイオマスを導入したことによって返していかなければならないお金もあります。

ですからこれあの担当の課長、それから総務課長あたりと話した時にですね、もし、もうこれから極端にそういう形で行くんだしたら、こっちに引き戻して、先回り、先立って返していく方法も一つはあるんじゃないかなという話しも出ております。

ただそれは、今後の今度つくる諮問委員会にですね、諮って、そこらあたりはなるべく多良木町にとっていい方法をとっていければというふうに思っておりますので、以上、先ほどご質問あつた3点も含めてですね、総論についてもお話をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） 色々町長の答弁を伺いましたが、やはり木質バイオですね、いわゆる新規導入をされたわけですが、様々やはり故障が頻繁に出るとか、熱効果が上がらないとか、いろんな問題が出てまいりました。これはもう機種ですね、そういうふうな不具合の多さに私たちも困っているところですよ。

そんなことで私もあの何箇所かですね、この木質バイオの使っている温泉センターをちょっと色んな所を伺って見たわけですよ。八代郡の、あそこなんですかね、東陽村。そこにもありますよね、物産館の横に。そのバイオマス事業ですね、機種は、なかなか故障は起きないというようなことで、非常にそういうですね、なっております。

それからこれは福岡の八女市ですかね、べんがら村というような、ここも、多良木町も確かそこに研修に行ったあれがありますっちなことで伺ったですが、そこもなかなかですね、やっぱ故障が少ないということ、どうにかこう多良木町が1番貧乏くじを引いたかなというふうなですね、それもあるわけですが。

そういうふうなことで色んな角度からですね、町長が諮問委員会の中でですね、それは検討を、具体的なですね、検討事例とか、色んな今後の対策事例をですね、論議をされると思いますが、町長これはもう本当腹をくくってですね、今、年間に本当4,000万という赤字をですね、一般の税金からですね、ぽんと差し上げているというような状況でございますので、これは本当に近いうちにもう腹をくくって、そんな諮問委員会をですね、立ち上げて、色んなことを検討されて、どんな運営でやっていかれるか、それを見守りたいというわけでございますが、その諮問委員会を立ち上げる時期についてはですね、町長はどういうふうにお考えでございますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬浩一郎君） はい、諮問委員会の時期はですね、今まだ、何月に作るというふうに決めてるわけではありませんが、しかし議会からも再三そういうお問い合わせをいただいておりますので、なるべく早くということでご認識いただければと思います。

時期としてはコロナウイルス感染症の今はちょっと収まっていますけどですね、ちょっとまた来るかも、第6波が来るかもしれないということも言われておりますので、この辺を見極

めまして、若干時間ができたときにですね、またいろんな諮問委員会の作り方もいろんな方法があると思います。町づくり委員会の中の何人かを諮問委員会に行き移りしていただくとかですね、それから丸々新しい方で諮問委員会を作るとか、色んな方法があると思いますので、時期としては、コロナウイルス感染症が幾らか収束をして、予防接種 3 回目のブースター接種が終わりましてからですね、早急にということ考えております。

何分あそこの施設は町の中心なもんだからですね、町の中心、まこれあの副町長もよく言われるんですけど、町の中心を、何とかこう上手く皆さんに見せていくためには何が良いかという方向で考えていきたいと思っておりますので、そこらあたり、やっぱり諮問委員会、早く作らなきゃいけないかなというふうに、お 2 人の質問を受けてですね、思ったところでした。ということでお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10 番（宇佐信行君） 町長がですね、本気で諮問委員会立ち上げて、各課の連携を持ってですね、色んな町民の意見も、皆さんの意見もあるかと思っておりますので、慎重に、早いうちにですね、立ち上げてもらって、非常にこうコロナ禍の中で大変なんかな課の方もですね、忙しい中でございますが、こればかりはあの身を粉にして頑張っていたきたいと思っております。

そういうふうなことで町長に今後の期待をし、次の質問に移らせていただきたいと思いません。

2 番目でございますが、防災、減災対策についてということで、1 番目に、土砂流出抑止に向けた治山事業対策について、県との協議はどの程度進んでいるのか伺いたいということでございます。

これあの令和 2 年の 7 月豪雨でかなりの大打撃を受けました、いわゆる久米川内川、枝川内川ですね、それから奥野川水系、この 3 つの水系でですね、かなりの土砂流出がですね、あって、山腹あたりの、やはり崩壊とか色々なことで被害が及んだということでございますが、これですね、いわゆる幸野溝、これあの人吉新聞の方でも公開されておりましたよね、山の土砂流出、流出を防ぐにはというふうな、これ出ておまして、これは検討委員会も何か立ち上げられてですね、おったということで、いろんな資料をですね、私もちょっとこう集めたわけですが、こういうふうなですね、いろんな資料が出ております。

そういう中で、多良木町もですね、今言いました久米川内川、枝川内川、それから奥野川ですね、この水系もこの中に今後は協議をしていくというようなことで載っているわけでございますが、これあの非常にですね、球磨郡中ですね、この中には湯前町ですね、あさぎり町、錦町ですか、そして多良木町、こういう町村でですね、これ今いわゆる会を立ち上げて、色んな今後の抑止に向けたですね、協議していこうということであるようでございます。

そういうふうなことで特に、久米川内川につきましては傾斜度がきついわけですよ。だから、かなりの雨量が来た場合にはもう瞬間に水量が増してまいります。それから枝川内川もですね、これあのいわゆる幸野溝には打ち出しはしませんが、やはり、こちらの方の球磨川の方に打ち出していくと。奥野川の方もやはりいわゆるその川系をとって、球磨川の方に、水系に流れていくというふうなことで、非常に土砂の流出が非常に多いわけですよ。どこの地域もそうだと思いますが、特に幸野溝、ましてまた百太郎溝、この水系を変えているわけですね、それが流入するところ。

ですから、今回の百太郎溝の方に補助金を出してもらったですよ、その土砂のまあ撤去に。からその前には、幸野溝の方にも補助金をですね、湯前町、多良木町、あさぎり町やったですね、そこを案分して出されていたわけでございますが、これあの何してもですね、そういうような山腹の崩壊が必ず起きてくるわけですよ。そうすると土砂の流出がかなりの量が流れて、そういうような堆積をしてしまうというような状況があるようでございます。

ですからこれをですね、どうにかこう止める、やはり山腹工事とか、治山とか、そういうことをですね、今、県あたりとどのくらいのですね、その話、協議というんですか、それがなっているのか、そこをちょっとお伺いいたしますが。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） それでは、お答えいたします。

令和2年の7月豪雨により、本町の山林は様々な箇所、大小様々な被害箇所が見受けられております。

その中で熊本県へ治山要望を出している箇所としましては、令和2年度に32か所、令和3年度に18か所となっております。治山事業の取り組み、または問題が解決した箇所が14か所ということとなっております。熊本県によりまして、治山事業につきましては優先順位の方が決められております。

多良木町でも早急に治山事業を着手していただきたい場所、例えばですね、宮ヶ野の上水道の施設の上流、こういったところにつきましては、球磨地域振興局森林保全課の方とですね、現地立会い、治山事業の必要性等を町の方から説明をいたしまして、お願いをしているところではございます。

現在の久米地区の治山要望箇所としましては1か所となっておりますけれども、令和3年度より熊本県主催で、先ほど議員の方が申されました、幸野溝等への土砂流出抑止対策検討委員会というものが設立されまして開催をされております。

幸野溝への土砂流出対策、森林整備対策、治山対策等の検討がされており、令和4年度から検討された内容をもとに、土砂流出防止に向けたモデル地区等を設け、検証していくというふうに聞いております。

町としましても、森林整備、治山要望等を中心に、土砂流出を少しでも減少させるため努力をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） 今、課長が述べられましたように、多良木町でも今のところ14か所はですね、災害の復旧が、災害の際の復旧が終わったということですが、まだかなりなのです、災害箇所が残っておるということですが、久米地区の方なのです、そういう幸野溝、百太郎溝あたりにですね、やはり流れ込む、それを抑止するためにはね、やはりやっぱそういう治山事業あたりを早くですね、行わないと、毎年毎年そういうふうなですね、のが出てくるわけですよ。

そうしますとやはり、その水域の町村にですね、やはりどうにか補助金を出してくれないか要望がやはり、かなり出てくると思いますよね。

そういうようなことで、色々と課の方では、対策を練っておられるというふうなことを今伺いました。極力ですね、やはり、それ町長さんですね、そういう県あたりにもですね、そういう今後、対策事業をですね、推進していただくということですが、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬浩一郎君） はい、7月豪雨の折のですね、土砂災害の土砂の流出については、今言われた両方、幸野溝についても、百太郎溝についてもですね、かなりの被害を受けておられます。

写真を見せてもらったんですけど、中に入ってすくい上げて、土砂をですね、すくい上げておられる写真を見せて、何枚も見せてもらったんですが、かなりの堆積量で、なかなかやっぱり幸野溝あるいは百太郎溝組合だけでは対処しきれないような、二つの溝組合もそんなに余裕のある経営をされているわけではありませんので、やっぱりそこは、最終的にはその水を利用しておられる町村にお願いに行くということになったんだと思いますけれど、百

太郎溝と幸野溝を合わせて 3,570 ヘクタールですかね、広大な土地を潤していただいておりますので、やはりこれは二つの世界かんがい遺産に登録されている、かんがい用水にはですね、やはりこう幾らか、やっぱりこう補助金を出していかないとという、受益者が多良木町の方でありますのでですね、それは思っております。

やっぱり治山事業をしっかりやっていけば、これ程はなかったかなというふうなことは皆さんが言うておられますけれども、やはり今回の7月豪雨については、100年に1度とかそういうことを言われておりますので、毎年そういうものが来る事はないと思いますが、しかし想定はしておかなければならないということですので、治山事業の重要性は、7月豪雨でも実証されましたので、大きな被害を受けることのないようにですね、治山事業の対策をこれから整えておくというのは、やはり町村としても是非必要なことだと思います。

私たちが林野庁に伺ったときはですね、町村長そろって治山事業のお願いをしてきたんですが、それだけではなくてですね、県のほうにも是非、今課長が申しましたとおりですけども、要望活動は行っていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） そういうなことで、町長も、非常に力を入れていくということで答弁をされましたので、若干安心をしたわけでございますが、これ久米川内川についてはですね、今年の4月から6月までの間にですね、県の方で土砂のしゅんせつをしていただきました。

かなりの量がですね、撤去していただきましたので、ちょうど今年の7月の若干ちょっと大雨が降りましたですね、その時ちょっと私も下流の方に見に行ったんですが、スムーズに球磨川の方に流れとりました。そういうふうことで、地域の人たちもですね、非常に喜んでおられましてですね、安心感がかなり増えたんじゃないかなというふうに伺ってまいりました。

これに対して、これはですね、やはり町と多良木町と県の方ですね、連携が、協力があってそのようになったということでございますので、今後ともまたですね、今後またそういうふうな、今町長が申されましたように、県とのパイプをですね、通じまして、色々とまた事業を展開していただきたいと思っております。

それから2番目にいきますが、久米川内川の砂防堰堤の増設についても、町の見解はということでも伺っておるわけでございますが、やはりこれあの湯前町、久米川内は湯前町とのですね、ちょうど水系のちょうど中心部で湯前町、多良木町というふうに分かれておりますよね。そういうなことで、これは多良木町だけではいけない、やはり湯前町とのですね、そういうな話し合いの協議の場もいるかと思いますが、これについてのですね、増設についての町の意見といいますか、見解といいますか、それは今のところどういような見解を持っておられるのかお伺いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） はい、ご質問の件について答弁いたします。

現在、久米川内川につきましては、砂防堰堤が一基設置されておまして、令和2年7月豪雨によりまして大量の土砂が堆積しておりましたが、県の事業におきまして、それらしゅんせつして、今現在は平坦な状況になっております。

現場の方につきましては、私も見に行かせていただいておりますが、今もきれいに堆積土砂除去されておりますが、今後また堆積すると思われまますので、久米川内川につきましては、本町と湯前町にまたがる河川となっていることから、熊本県と本町と湯前町と、砂防堰堤の必要性についてですね、研究していき、必要であれば湯前町と協力の上、熊本県に対して、設置の要望をしていきたいと考えております。以上で終わります。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） 今課長の答弁のようにですね、やはり隣接町村とですね、話し合いの

上に、県の方へお願いをしていくというふうな答弁でございました。

あそこにもですね、今しゅんせつしていただいたその上、もうちょっと上ですが、上流部。かなりある風倒木とか、それからそこにあれば町と国有林あとのいわゆる併用林道が多分通っていたわけですが、途中からもう山崩れに遭いましてですね、そこは全然もう通れないような、不可能な状態になってですね、そしてまた風倒木あたりもかなり堆積していると。

そういうこともありますもんですから、やはりどうしても上流にもう一つですね、堰堤を作ったらどうだろうかというような意見も、町民の方からもですね、考えておって、そういうのもやはり町の方に意見をつないでくれんかというようなこともありましたもんですから、今回やってございますが、その併用林道についてのですね、見解といいますか、そここのところは国有林あたりとの何か話しといいますか、そういうことは今現在、いろんな意見はあっておりませんか。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） それでは、お答えいたします。

国有林の方とはですね、その林道につきましては、話し合いをしておりますけれども、今現在は復旧の方をですね、国有林の方も考えていないということになっております。

併用林道ということになっておりますが、管理自体は国の方で実際行っておりまして、もし修繕をした場合には負担金として町が払っていくような形になってくるかと思えます。

この上が国有林と民有林と財産区有林、あとは湯前の町有林があるかと思えますけれども、そちらにつきましてはの国有林側のですね、治山の要望につきましても町の方から行っておりますので、こちらもまた強く要望していきたいというふうに思っています。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） 課長の答弁がありましたように、今回、強くですね、そういうふうな要望をしていくということでございますので、それをやはり期待いたしまして、この件につきましては終わりたいと思えます。

それでは3番でございますが、企業・法人等との協働の森づくり事業についてということで、これは私も2回ほど前回した経緯があるわけでございますが、これについてもですね、ちょっと色々私もこの森づくり、森の力というのをですね、やはり引き出せるような、やはり企業のいわゆる展開、町と企業とのつながりの展開ということでですね、これちょっと私は熊本県の方のですね、これ森林保全課ですかね、ということで、ちょっと私もこれサポートちょうことで資料をとったわけでございますが。

これ企業・法人等との協働の森づくりですね、では社会貢献活動や環境問題に関心の高い企業や法人等の皆様にですね、植樹等の森づくり活動に参画していただくために、森づくり活動ができる場所、フィールドですよ、や面積等の情報を提供するとともに、森づくり活動に関する意向をお聞きし、市町村などの森林所有者との間に立ってコーディネートすることを目的とするというようなことであるわけでございますが、これあの私もちょっと調べてみますとですね、熊本県ではですね、10の、十の企業が参っているようでございます。

そういうなことで、そのうちですね、ご承知のとおり三つの企業、3企業ですね、それが隣の湯前町の方に来ておりますよね、これ全部ご存じと思いますが、JTの森ゆのまえとかですね、それからこれ日本たばこ産業との提携ですね、それからくれないの森ゆのまえちょうことで、株式会社紅中さんですね、これ大阪に本社があるわけでございますが、その企業、それから近頃ですね、JR九州商事とですね、湯前町がまた提携を結びましたですね。

そういうなことで3企業との、そういうふうな森づくり事業活動を行ったと、今現在、毎年そういうふうな町とですね、それからそういう企業の社員の方々の交流とか、それから色々なイベントとかですね、いろんな形で町を盛り上げていただいているというようなことで話しも伺っているわけでございますが、これあの多良木町もですね、前ちょっと質問した

ときに、フィールドをですね、提供したいということでございました。

これについて多良木町はどんなフィールドをですね、県の方に提供しているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） それでは、お答えいたします。

この事業は熊本県が独自に行っている事業であり、森林所有者と企業等が森づくりの協定を締結し、森林整備、企業との交流を行い、費用についても、協定内容に基づき負担していただく事業となっており、企業側、森林所有者、地域のメリットは様々なものがあるというふうに思っております。

現在、熊本県内でも議員申されたとおり、10社の協定が締結されているようです。多良木町でも主伐事業を開始した平成24年度より、皆伐跡地、それと久米財産区の自然の森公園ですね、そこを申し込んでおります。しかし厳しい状況でございます。

この事業では、山林経営の向上、関係人口の増加が期待できますので、今後もこの事業には申込みを続けていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） 今、課長の方から答弁がありました。色んな所を何かなフィールドとして県の方にですね、申し込みをしているということでございますが、私も妙見野自然の森展望公園ですかね、ここは非常に素晴らしい何かな、景観とですね、そのフィールド、周囲のですね、多良木の森林があるわけでございますが、ここあたりは非常にですね、そういうふうな馴染みのですね、ある森づくりが今後できていけるんじゃないかというように私も期待しているわけでございますが、あそこは設立当時、4つのですね、ブレイズーンですかね、作って、あそこはそういう森林整備がなされたということでございまして、非常にもっともってですね、あそこを活用して、そして色んな他県からですね、人を呼び込む、そういうふうな取り組み事業、そして色んなそういう企業の方たちとの交流、イベントの交流とかですね、いうような。

また次に、こうちょっと私も話したいと思ってるんですが、ふるさと納税あたりに結びつけていけるようなですね、交流関係ということで、湯前町さんとですね、山鹿市の方にも私はですね、ちょっとお伺いしたんですが、山鹿市さんもですね、近頃ですよ、ここもあのこれブリヂストンの会社ですよ、熊本工場。株式会社ブリヂストン熊本工場との提携を結んでおられます。そういうふうなことで、やはり交流が非常に激しくなったとか、いろんな何かな状況がですね、情報が入ってくるようになったとか、色んなプラスになっておりますよという、地元の産物あたりを買ってもらいますとか、逆に地元産物をうちの会社で売ってあげようかと、そういうとつながっていると、そんなことも聞いております。

湯前町でもですね、非常にまだそういうなやつが今、頻繁に行われているようでございまして。木材もですね、東京オリンピックの時、東京のあれですね、あそこに大分あの上森さん、上球磨森林組合の製材所、それから九州横井林業さんのですね、製材部門からかなり、あそこの施設にですね、球磨人吉の製品が出て行ったと。これはどこからそういう、そういうふうな情報が来たんじゃない、紅中さんですね、こう総合商社です。紅中さんがそういう納める手助けをしていただいたということで、かなり今もですね、そこに納めていると、製品を納めてるというようなことも伺っております。それから紅中さんからですね、あちらからですね、フォークとですね、フォークとスプーンですか、これを1万個ぐらい作ってくれんかというなことで鍛冶屋さんに発注があったそうですね。うちだけでそれだけはもう量はしきらないということで、球磨郡内の何か鍛冶屋さんたちの組合があるそうですね、全部にお願いして、どうか納品をさせていただいたということで、色々ですね、そういうふうな都会との都市部との交流もできているというな事を伺っております。

そういうことで、多良木町ですね、そういうふうな妙見野自然の森展望公園、あのあたりをですね、またあのフィールドあたりをですね、どうにかこう企業あたりとですね、これ熊本県が中に、中間に入りますので、今回、若いですね、副町長の塚本副町長も来られましたので、県の方にもですね、非常にあの知事公室あたりとも色々こう接点があるようがございますので、もういうとも是非ともですね、そういうふうな形でですね、前に進めていただけるようなですね、対応をお願いしたいというふうに期待をしているところでございます。

そういうことで今ですね、協働の森づくり事業についても積極的に取り組んでいくということでございましたので、これについては終わりたいと思います。

2番目のですね、一般財団法人たらぎまちづくり推進機構との事業の連携の考えはということでお聞きしたいと思いますが、やはり吉瀬町長はですね、ふるさと納税を高めていこうと、非常にそう意気込みを持っておられますよね。そういうことで、これは、いわゆるまちづくり推進機構だけではですね、なかなか難しい問題もあると思います。色んな事業をやっておられますので。

そこのところをですね、この連携と、仮に企画課、農林整備課、建設課ですね、総務課あたりとの連携を持ってですね、そういうふうな方向性をですね、考えることはできないかということで、これは町長の方にお伺いしますが。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬浩一郎君） 今、ちょっと総務課長と話しておりましたが、ふるさと納税の今の現在で補正をしたところで幾らだろうかということで聞いたんですけど、1億2,000万、今、頑張っているということで、ゆくゆくはですね、あそこが自走し始めた場合には、ふるさと納税で職員の給与あたりも賄っていただくような形にしたいなと今思っているとこなんですけど。

森林保全課の方には、まだ私1回も行っていないんですね。できれば今度、課長と一緒にですね、そして副町長も来ていただいていますので県の方からですね、是非、一緒に行っていただいて、その辺の交渉ができないかなというふうに思っています。

今、議員おっしゃったようにですね、確かにあそこの妙見野自然の森展望公園は、本当に素晴らしい場所です。そして近いですから、例えば、福岡とか熊本から来られてもですね、もう山の奥に入っていき必要はありませんのでですね。しかも、素晴らしい景観の中でそういう事業が展開できるということになれば、やはりこれは、放っておくのはもったいないかなというふうに思いますので、是非ですね、そこらあたり、努力をしてみたいというふうに思っております。

多良木町は80%が森林ですしですね、湯前町は上森の全体があるからJTさんとかですね、紅中さんとかJRさんが呼び込めるということで、湯前の町の森林だけでは駄目なんですね、水上も含めたそういうところでやっておられますので、多良木町はもう湯前町さんに比べれば圧倒的な山林を所有しておりますので、そういうところは是非、頑張ってみたいなと思っております。

そういう中で、私たちは最初はですね、未来工房さんに来ていただけないかなということでご相談してんですけど、なかなかやはり今回の7月豪雨がありましてですね、そこあたりが厳しくなっているようですので、企業から来ていただいたら、サテライト型で何らかの会社が来てくれるとか会社の末端の組織が来てくれるという期待もありますし、今後ともチャンスは物にできることをですね、期待しまして、積極的に取り組んでいければというふうに思っております。

さっき言われた紅中さんからの提案ですね、それと隈研吾さんに対して橋渡しをしていただいて、湯前の材木が国立競技場に使われてるっていう話もありますので、そういったと

ころを頑張っておられます。

私たちも山林をたくさん持っている町村としましてはですね、やはり遅れをとってはいけませんので、できるところまで頑張りたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10 番（宇佐信行君） そんなことで私もまちづくり推進機構の方にですね、10 日ぐらい前に行って、明石先生ともちょっとお伺いしたんですが、ふるさと納税の方はどうでしょうかと言うところ、前年度別からですね、比べたら、20%ぐらいはアップしておりますという事で、色んな返礼品等もですね、色んな考えを今、模索しているという事で、若干ずつこう上がっていくというようなことをお伺いしまして、それはいいなと、いいことですねということで話したところが、その他にもですね、色んな森の力、壮大な多良木町にはですね、森があるんですから、それをやはり引き出す力、それを今度は使って企業のいわゆる誘致、もしくは事業の誘致と捉えながらですね、多良木町もその発展になっていければですね、私たちも非常に嬉しいわけですので、そういうことを強く希望いたしまして、この点については終わりたいと思います。

それから 4 番、防火水槽についてということで、無蓋の防火水槽の維持管理計画について伺いたいということで 4 つのですね、提案をしておりますが、アの点検整備についてということでお伺いしておるんですが、この無蓋の防火水槽ちゅうのは、もう旧防火水槽ですね、今もうほとんど地下のタンクで蓋がついている。昔の防火水槽で上がもう金網ですね、こういう線状に張ってあるふうな無蓋槽なんです。

これ私も何地区かの水槽を見て回ったんですが、やはりあまりこれ使えばですね、あんまりいいことじゃないばってんかそれなりにですね、管理はしてあるんですが、やはり用水のですね、色がちょっともうヘドロが溜まってしまって水が入ってこない、いわゆる側溝の方ですね、もう詰まってどうにもならないというふうな所が何点か見受けられました。

中にもヘドロが溜まってですね、水管つけてもそこ 1m ぐらいしか水がですね、できないというようなこともちょっと見受けられましたので、ちょっとこれについてお伺いしたいと思います、この点検整備についてもですね、どんな今現在の状況かということをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

防火水槽の維持管理につきましては、消防団各部にて、土砂の撤去やフェンスの清掃、防火水槽周りの除草作業等を実施していただいているところでございます。

防火水槽の整備につきましては、各消防団からの要望を聞きまして、町で精査し、整備を進めているところでございます。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10 番（宇佐信行君） いろいろですね、その消防各分団についてはそのような整備はされているということでございますが、こういうところをですね、危機防災管理課の方では、現況を見に行ったとか、ここはどうですよとか、そういうふうに指導した例はありますか。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） お答えいたします。

特に町からは行っておりません。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10 番（宇佐信行君） そうですね、今度、防災危機管理課もですね、できましたので、時間がある時にですね、そういうところも見て回るようお願いしたいと思います。

町長はどういう見解を持っておられますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬浩一郎君） はい、消防は予防消防を旨としますが、やはり防火水槽というのはですね、火災が発生したときに、必ず必要なものでありますし、地域の安心安全のためには必要不可欠なものであるという認識で危機管理防災課も私たちもそういうふうにおっております。

地元の方には、皆さんわかってるんですね。しかし、他の所から、管轄地区以外のところが来られたときに分からないということであればですね、現場は多分、騒然としていると思いますので、それはできれば分かるような形でのですね、表示か何かをしておいたほうがいかなというふうにおっております。

なかなか今、担当課長も言いましたように、危機管理防災課 3 人で活動しておりまして、色んな活動を展開をしているので、ちょっとそういう余裕がなかったのかもしれませんが、これからはできる範囲です、点検をしていければというふうにおっております。

誰にでも分かるような、防火水槽があそこにあるみたいな感じですね、分かるような形で防火水槽は置いておかなければいけないと思いますので、みんな知ってる所は分かるんですけどですね、やはり各区の奥のほうに入っていくと、どこにあるか分からないということも多々あると思いますので、知恵を出し合ってそこを分かりやすくするような方法をとっていきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10番（宇佐信行君） 今答弁のとおり、いろんな防火水槽は大切なものですからですね、そういうことで、管理点検については今後お願いしたいと思います。

議長、もうちょっと 12 時になりますが、どぎやんですかね。あと 30 分なんですが。

○議長（高橋裕子さん） 最後までされますか。休憩入れますか。

○10番（宇佐信行君） 休憩入れますか。

○議長（高橋裕子さん） 途中で切ってよろしいですか。はい。

昼食のため暫時休憩といたします。午後は 1 時より開会いたします。

（午前 11 時 58 分休憩）

（午後 1 時 00 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

10 番宇佐信行さん。

○10番（宇佐信行君） えっとですね、午前中から引き続きまた行いたいと思いますが、今度はイの部分ですね、無蓋防火水槽についての所有名義等についてということで質問したいと思いますが。

この無蓋防火水槽については私たちもう大分ですね、小っちゃい時からあったような記憶もあるわけですが、恐らく 50 年か 60 年前にですね、水槽を掘られておると思いますが、恐らくですね、昔は、うちのここに近くに掘ってもいいよとか、こういうふうに見ると、そういうことで設置された部分がかかなりあるんじゃないかと思っているわけですが。

そういうことで、今現在のですね、無蓋の防火水槽について所有者名義等についてですね、把握はできているのか、またどういう状況であるのかをお伺いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

防火水槽につきましては、町内に 169 基存在しております。そのうち 11 基は、平成 17 年度から整備しておりますコンクリート 2 次製品による耐震性貯水槽、こちら地下タンク式でございますが、そちらで設置をしております、そちらにつきましては、町有地あるいは公民館敷地に設置しております。個人名義の土地には設置していないところで把握をしていると

ころでございます。

そのほかの 158 基分につきましては、設置箇所については把握をしておりますけども、所有者名義については現在のところ把握をしていない状況でございます。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10番（宇佐信行君） そういうことは、158 基分につきましては設置箇所については把握しておるが、所有者名義等については現在のところ把握をしてないというような状況にあるということでございますが。

これあの私のところにですね、ちょっと相談というか、そういうこともちょっと来られた方がおりましたですね、防火水槽をうちの庭先に設置してありますが、その防火水槽のですね、名義がどうも自分のところの、じいちゃんの名義になってるんだということですね、登記してないと。

それから、防火水槽の管理については、町が、消防団の分団あたりが管理はしてあると。ただ、その土地については所有権移転がなされていないということで、そのところのですね、名義になってると。

固有財産がですね、いわゆるじいちゃんが亡くなられてたとか、相続がもしかしたらできない部分も、今後ですね、出るんじゃないかろうかというふうなですね、色んな意見も聞いております。

そういうふうなことで 158 基、まだ今のところ把握しておるのが、そういう名義については定かでないというふうな答弁でございましたが、それについては今現在ですね、今後どういうふうにしてですね、その把握というかをされていくのか、その点をちょっと若干お聞きしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

公有財産とする計画は、現在のところございませんが、まずは先ほどの 158 基設置してある土地の所有者について、個人名義の土地にどれぐらい設置してあるのか今後、調査を進めてまいりたいと考えております。

設置箇所につきましては把握をしておりますので、そこから地番等を調べて、固定資産税台帳等で調査できればと考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10番（宇佐信行君） 私はあのウの段階で公有財産とするのか、その計画はというつもりでございますが、これもう答弁されたようでございますね。

そういうようなことでありますが、今後、町長はですね、こういう施設についてはどういうふうに見解を持っておられるのかをお伺いいたしますが。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬浩一郎君） はい、防火水槽に関しては先ほど申し上げましたとおり、必要不可欠なものという認識を持っておりますので、所有者がまだわからない所があるというのは今、初めて聞いたんですけれども、実は、そういうことは、全部所有者は分かっているものというふうにしておりましたので。

ただ、議員の所にご相談にこられた方ですね、やっぱり年配の方だと思うんですけど、あそこの、例えば固定資産がどうなってるのかですね、そういうことは、やはり調べないとわからないんですけれども、心配されて来られたんじゃないかなというふうに思いますが、確かにみんなです、昔はその土地が空いとるけん使って良かばいみたいな感じですね、気軽に言われたと思うんですけども。

やはりそこあたりは行政の方でしっかり調べてですね、所有者を明らかにして、そしてそこに固定資産がかかっているようならばですね、そこあたりの研究をしていかなければならな

いかなというふうに思っております。

ちょっと認識が浅いんですけど、今のところ、それくらいで、はい、今後、調査をしてみたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） そういうふうな答弁でございますので、これについても早急にですね、そういうな方向性を持って対処していただきたいと思っております。

最後になりましたが、エの防火水槽の表示盤についてということでございますが、この無蓋防火水槽のですね、フェンスを金網で整えてありますよね、安全性のため、色んなですね。そこに防火水槽というような表示板、丸い赤でして、防火水槽というふうな表示板が設置してあるわけでございますが。

それをですね、ずっと見てみますと、ぴしゃっとなつとる所もあるし、全然ない所もありました。それから、もう表示板が老朽化してですね、何て書いてあるかわからないような分もあっているわけでございますが。

こういうふうなことにつきましては、町の方の対応はどのようなふうに関後されていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

防火水槽の表示板につきましては、現在の対応としまして、消防団からの要望があった場合に表示板をお渡ししまして、設置をしていただいている状況でございます。

現在、防火水槽や消火栓の消防水利に関する取り組みとしまして、昨年度作成し、各戸に配布いたしましたハザードマップを、スマートフォンやパソコン等でも閲覧できる多良木町 Web 版ハザードマップとして公開しております。

Web 版のハザードマップでは、洪水に関するマップ、土砂災害に関するマップなど、災害種別に応じて選択し、マップの閲覧が可能となっておりますが、そちらに消防水利に関するマップを追加する方向で今年度、整備を進めているところでございまして、今年度末までには公開できるかと考えております。

先ほど町長からもありましたが、消防団からも、管轄区域以外の水利の把握は困難という意見をいただいておりますので、火災の際には、消防水利に関するマップを活用していただきまして、迅速な消火活動にあたっていただきたいと考えております。

また消防団だけではなく、町民の皆様にも再度、多良木町 Web 版ハザードマップの周知を図ってまいりたいと考えております。

防火水槽の表示板につきましても、全然設置されていない所があるということでございますので、調査の上、優先的に設置する方向で検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） 今答弁がなされましたが、そのようなことで早急にですね、調査しながら、そういうような表示板等についてもですね、ぴしゃっとした確実を持ってですね、消防水利のネット等や、消火活動にすぐ対応できるようなですね、措置をとっていただきたいと思っております。

最後でございますが、そういうようなことで、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬浩一郎君） ハザードマップで Web 版ということで、これで大体周知はできると思うんですが、ネットを家に持っておらない方もいらっしゃいますので、若い方ばかりではないと思っておりますので、ある程度年齢のいった方は、なかなか Web 版ではわからない人もいらっしゃると思っておりますので、その辺りはちょっと考えさせていただきたいと思っております。

それから金網を張ってあるけれども、ちょっと古くなっている所も、私も見た所が幾つかありますけども、古くなっている所もあります。今はまだこの防火水槽で事故が起きたっていう話は、私が今知る限りはないんですけど、これから認知症の方とか、ご高齢の方増えていきますのでですね、そこあたりで事故が起きたら大変ですので、しっかり表示とそれから安全策は、町の方でとっていかなくちゃならないというふうに思います。

町の災害に強く人にやさしいまちづくりということですので、しっかりその辺はですね、気をつけて、防火水槽についてはですね、担当課の方で対策を講じていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） 町長もですね、そんなことで、認識で今後進めていくということですので、そういうことを私どもも期待いたしまして、最後の一般質問をこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（高橋裕子さん） これで10番宇佐信行さんの一般質問を終わります。

次に、9番久保田武治さんの一般質問を許可します。

9番久保田武治さん。

久保田 武治君の一般質問

○9番（久保田武治君） 一般質問の最後になりました。皆さんお疲れかと思いますが、最後までのお付き合いをお願いいたしまして、通告に従って質問をいたします。

まず、今年の2月にいわゆる第2期吉瀬町政がスタートしたわけですが、災害に強く優しいまちづくりをスローガンに、マニフェストを列挙されています。現在、来年度の予算編成の準備が進んでいると思うんですが、それに関わって町長に伺います。これ、町長、当然身に覚えがお有りだと思いますね。

まず、町長のマニフェスト、要旨の1番ですが、高齢者が安心して暮らせる福祉の町づくり、医療・介護環境の整備を今後どのように進めていかれるのかということなんですが、来年、令和4年度を起点に算定される第6次多良木町総合計画の案ですが、基本方針に高齢者福祉の充実をあげ、今後も増加する高齢者とニーズの多様化に対応するために、介護予防、介護保険制度によるサービスの提供、そして関係機関に包括支援センターと連携しての様々な事業を実施して、高齢者の福祉を充実させますというふうに述べられております。

主要事業として介護や配食サービス、75歳以上の高齢者対象に調査を行って、虚弱高齢者の実態を把握と支援、あるいは認知症の支援など、様々な取り組みを計画されております。高齢化と、それから地域の過疎化に伴った、いわゆる買い物弱者、交通弱者の問題も当然あります。

そこでですね、来年度に新たな事業、あるいは現在おやりになっている事業で充実させる、そういう取り組みを何かお考えかどうかということ伺いたしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは私の方からは、令和4年度の新たな取り組みということでご答弁させていただきたいと思います。

来年度の新たな取り組みとしましては、厚生労働省から提示されております調査票、基本チェックリストを用いた調査を実施する予定でございます。

この調査では、高齢者の心身状態を把握することにより、早期に支援が必要な方に対して、介護予防等のサービスの提供や介護予防への動機付けを行うことで、健康寿命の延伸を図ることを目的に実施するものでございます。また併せまして、介護予防事業に関するシステム

を導入し、地域の課題の抽出や、新たなサービスの開発にこの調査データを活用する予定で
ございます。

2つ目に認知症施策としまして、認知症カフェの設置に向けた取り組みを実施したいと考
えております。認知症カフェは、認知症の当事者や家族の方が孤立してしまうリスクや、介護
疲れによる負担、ストレスなどを減らせることがメリットであります。国の認知症施策推進
大綱の中でも設置が求められており、県内でも多くの市町村で設置が進んでいることから、
本町でも町と社会福祉協議会の担当職員 2 名の認知症地域支援推進員を中心に、事業所への
働きかけや立ち上げの支援、住民主体で実施する場合の助成制度の構築を進めてまいりたい
と考えております。以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田武治君） はい、今の答弁は理解できましたが、そこで町長のですね、来年度の
施策、事業としては、具体的に何をですね、この高齢者の福祉の問題については取り組もう
というふうにお考えになってるのか、その点について、端的にお答えいただきたいと思いま
す。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬浩一郎君） はい、安心して暮らせる福祉の町づくりという部分と、それから医
療・介護の部分、二つに分けて答弁書いてますので、まずは安心して暮らせる福祉の町づく
りの部分だけを申し上げてみたいと思います。

ちょっと長くなりますけど、これでも半分には削りましたので、具体的にとおっしゃってま
すので、大変重要なところをご質問いただいておりますので、答弁をさせていただきたいと
思います。

多良木町の現在の高齢者は 3,849 人です。高齢化率は 42.4%ということで、40%を超えま
してですね、昔は 40%というと、どこの話だろうと思ったんですけど、多良木町も随分踏み
込んで 42.4%になってしまいました。

それからこれは複数の事業所に申し込んでおられる方もおられますので、実数は、2 か所に
申し込んでおられるので実数ではありませんけれども、7 月 1 日現在、今年のですね、の特養
の入居待機者は、多良木町に報告がありました 8 事業所で 158 人いらっしゃいます。

なかなかそういう部分では、思うように入所できないというところで、非常にご苦労され
ている実態が浮かび上がってきてるんですが、近所づきあいの低下とか、地域コミュニテ
ィーの希薄化に伴って、見守りのネットワークからこぼれ落ちる高齢者の方々もこれから出
てくると思いますし、ひとり暮らしの高齢者の方を地域で支え合うっていうのが、なかなか難
しくなってくるのかなという気がいたしております。

急速な高齢化が進んでおりますので、高齢者の皆さんを受け入れる介護施設、あるいは入
院施設等を高齢者の増加に合わせて設置するというのがなかなか困難となってきましたので、
自宅で療養されて、必要になれば医療機関を利用していただくと、利用したいと考えて
おられる方、多くの高齢者が自宅で療養したいというふうにご考えておられます。

また要介護状態になっても、自宅や子ども、親族の家で介護を希望されているということ
ですね。このままの状態が高齢化が進みますと、自立的な行動に限界が生じる高齢者の方が
増える恐れがあります。

具体的な事業といたしましては、先ほど課長が申し上げましたとおりでありますけれども、
私の方は、議員の質問にピンポイントでお答えできるのかどうか少し不安ではありますが、高
齢者の皆さんが安心して暮らせる福祉の町づくりということを、確かにマニフェストの方で
申しておりましたので、それにお答えしていきたいと思っております。

社人研のデータによりますとですね、34 年後の 2055 年には、人口が現在の 3 割減少し、高
齢者が総人口の約 4 割を占めるということが言われております。多良木は既に 4 割を超えてい

ますけれども、超高齢社会の到来に対応するためには、多くの高齢者の方々が地域で安心して暮らせることが必要ですし、助けが必要な場合には、高齢者の皆さん方に対しては、地域包括ケアシステムと申しますが、こちらを作っていくこと、行政が計画しております町づくりとの連携によってですね、地域全体で高齢者の方々の生活を支える町づくりが必要になってくるというふうに思っております。

先ほど課長が申しましたことと、その一応、政治的なプロパガンダと申しますが、の一つとしてそこにマニフェスト書いておりますけれども、大体もういろんな方々もそういうふうなマニフェストには書いておられます。

ただそこを具体的に深掘りすると、色々出てくるんですけど、なかなかそのお金が必要な部分がありますので、そこらあたりは予算とちょっと照らし合わせて、担当課と相談しながらやっていきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田武治君） 昨日も出ましたが、あとまだ3年あると思われるか、あるいは3年しかないと思われるのか、その辺のこともあるかと思いますが、具体的な施策の実現をですね、進めていただきたいというふうに思いますし、はい、そういうことで町長の手腕を見ていきたいと思えます。

二つ目に行きます。子どもたちの未来・子育て支援の充実にどのように取り組まれるのか。未就学児の国保税均等割を5割軽減する国の制度が始まっているかと思うんですが、対象を広げられないかということで、まず子どもたちの未来・子育て支援の充実にどのように取り組まれるかについてちょっと伺いたいんですが。

町長はこれまでも郡内でもトップクラスのですね、子育て支援を目指す、そういう立場から、出生祝い金の増額、あるいは学校給食費の半額助成、18歳までの医療費助成、高校等の通学費助成などに着手をされてきました。これは恐らく、私は高く評価していますし、関係者の方々も大変喜んでおられるということなんですが、第6次総合計画案の中でも、基本方針に子育て環境の整備、充実、発信を掲げています。それから少子化の進行と、過疎化の進行を抑制するために、一つ目に出産しやすい環境の整備、二つ目に子育てしやすい環境の整備などを基本施策としてあげております。

そこでですね、来年度の取り組みとしてどのような事業、要するに新規、あるいは今の施策をさらに充実させる、そういったことも含めて何をお考えなのか、その点について伺いたいと思えます。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、お答えいたします。

来年度の取り組みとしましては、現在取り組んでおります子育て支援サービスの充実と、町内はもとより、町外への情報発信を行ってまいりたいと考えております。

その他の取り組みとしましては、新たな子育て支援サービスとしまして、子育て短期支援事業につきまして現在、検討を行っております。

この事業は、保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や、育児不安や育児疲れ、慢性疾患時の看護疲れなどの身体的、精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で児童を一定期間預かる事業でございます。本町でもこの事業に該当するようなご家庭も見られますので、必要な事業かと思っております。

町内での児童の受け入れ先としましては、里親をされておりますご家庭や、ファミリーホームの運営者、また多良木学園からも受け入れが可能との回答をいただいておりますので、事業実現は可能かと思っております。

また先日は県の担当者も来庁されまして、是非、事業に取り組んでほしいということでご

ございましたので、事業の実施に向けて、ニーズ等を把握しながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田武治君） はい、そこで町長、来年度、具体的に何をおやりになるか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬浩一郎君） はい、第6次総合開発計画の中に盛り込んでいる部分がたくさんありますので、今、課長が申し上げたとおりなんですけども、これからの子育て支援策としましては、これから実態に応じてですね、予算を計上いたします前に、議会の皆様とご相談しながら、新たな支援策を考えていくということになるかと思っておりますが、十分とは言えませんが、これまで議会の皆さんにご理解いただいて、子どもさんの成長過程に応じた必要な子育て情報、あるいは相談体制の整備、そういった子どもを育てやすい環境をつくって、各家庭の子育てを支援してきたという自負は持っております。

子どもたちの未来・子育て支援の充実というテーマに関しまして、ご家庭の子育てが楽しくなるように、予算的にも相当無理をいたしましたけれども、一定程度の子育て支援の策ができたのではないかなと思っております。子育てをされているご家庭の経済的な負担の軽減を僅かながらでもですね、図ることができたのではないかなというふうに思っております。そういう意味では、議会の皆さんにご理解をいただきましたことに、心から感謝をいたしております。

マニフェストに示しております子どもたちの未来・子育て支援の充実という言葉は、当面、現在の財政出動を継続的に続けていきますという意思表示が含まれているものをご理解いただければと思います。

今後でもですね、主管課であります福祉課、あるいは学校を所管いたします生涯学習課、保健センター、そして社会福祉協議会、民生児童委員の皆さん方、そして町内にあります各保育園、放課後児童クラブ、そういった色んな所管をすところとも情報共有と連絡を密にしまして、未来を担う子どもさんたちに健やかに育っていただくために、乳幼児期、それから児童期などにおける母子保健活動の充実や、適切な医療確保を図る必要があると思います。

保護者の皆さんの各家庭における子育てに関する悩みや不安が解消され、安心して子どもさんを育てることができるよう、子どもさんたちを取り巻く環境の整備が大切になってくると思いますので、これからも引き続き節度を持って、子育てに関する町民の皆さんのニーズの多様化に応じることができるよう、支援策を実施していきたいと思っております。そういう体制を整えていければというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田武治君） それでですね、実は子育て支援に関してなんですが、今朝の熊日新聞の1面に出ておりました18歳以下への10万円給付で、全額現金が望ましいとした県内市町村に、本町もあがっておりますね。

既に全額現金給付するっていう方針を定めたところが産山村、高森町、南阿蘇村っていうになってますが、このことについては、いつまでにどういう形にするかっていうことは、もうお考えなんですか。その点いかがですか。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、お答えいたします。

まず、今回の給付金の支給の状況なんですけれども、前回、補正の方で先行分ということで1人当たり5万円の予算の方を計上させていただきました、ご可決いただきました。これを年内に支給しますとなりますと、昨日、各該当者に通知をしまして、1週間程度、受け取りを拒否するという方の受け付けをする必要があります。それが来週の月曜日までかかりますので、それが終わりましたら手続きに入りますが、大体12月の27日に支給の予定を行っております。

ます。

本日の熊日新聞の方に、現金給付の方を容認するような記事が載っておりましたけれども、昨日、熊日の方から、そのようなアンケート調査がありまして、担当の方です、ちょっとアンケートということで、現金給付についてどう思いますかということで尋ねられてあのような回答をしておりました、それがそのまま記事になったというような状況であります。

実際はですね、まだ国の方も現金給付は容認するというので、答えて、なっておりますけれども、まだ正確にどのような条件でということかもですね、まだ国からお示しがありませんので、それに従って給付の方を行っていきたくて考えております。以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田武治君） 子育て支援としてですね、私もこれまでも町長にしつこくと言いますか、第2子、第3子のね、給食費の無料化できないかって言いました、これはあのちょっと厳しいですっていうお話でしたが、あるいはですね、例えば小学校、中学校という形で段階的なその給食費の無料化などをですね、検討できないかっていう、そういうことなんです。今、即答とか申しませんが、そういうことも含めてやっぱり検討していただけないのかっていう、そういう思いがありますので、ここでちょっと問題を投げかけておきたいと思います。

ていうのがですね、例えば町長はこれまでの子育て支援策が、少子化対策に結実していないという懸念をね、持っておられますね。

実はですね、11月の28日の朝日新聞読者の声欄にですね、少子化対策フランスに学ぼうという見出しで、少子化対策で成功している事例としてフランスがあげられていると、内閣府のホームページがそれを示しているというのがあったんですね。その中でですね、家族給付の水準が手厚く、特に子どもが3人いる、以上いる家族に有利になっていて、妊娠出産にかかる費用が無料、教育費も公立は幼稚園から大学まで無料など、子育て支援のですね、幾つもの政策が効果をあげて、少子化をですね、克服されてるという、そういうことらしいんです。そういう記事がありました。

これは国策によるものなんで、自治体でどうっていう話しにはなかなか結びつかないところもあるんですが、しかし、私は子育て支援策をですね、充実していくことが、やはり結婚や移住・定住の促進にも効果があがって、少子化対策につながっていくってそういう事例ではないかというふうにこれを読みました。ですからやはり少子化対策には、子育て支援をやはり手厚くするっていうね、そういうことはやはり、きちっと実を結んでくるんじゃないかということをおね、申し上げておきたいと思います。

次のもですね、未就学児の国保税均等割を5割軽減する国の制度が始まるが、対象を広げられないかっていうことですね。

国保税の問題は、これまでも何回も私、取り上げてまいりました。国民健康保険は、町長よくよくご承知の様に、自営業者やリストラによる失業、定年退職や非正規労働者など、元々所得が低い人が加入して、保険料の負担率が1番重い制度ですね。

実はサンデー毎日がですね、特集を組みまして、これなんですけど、これあのルポライターがまとめる記事なんですけども、世界に冠たる皆保険制度の危機。国民健康保険料が高過ぎるっていう見出しでの特集記事なんです。その中でですね、世帯人数に比例して保険料が高くなる仕組み、いわゆる均等割が国保にある。これが加入者の負担を一層重くしているっていうふうに指摘をしています。

これまでも私もそのことは申し上げてきましたが、国民健康中央会の資料による保険料の負担率なんですけど、これですね、国保の場合は加入者1人当たりの平均所得86万円。それなのに保険料が8万6,000円で10%になってますね。協会けんぽが平均所得148万円で、保険料が11万2,000円ですから7.5%。それから組合健保、平均所得214万円で、加入者1人当たりの平均保険料12万4,000円で5.8%。

つまり国保のですね、この負担がいかにか高かったということがこれから見てとれるわけなんですけども、そこです、本町で国保税を滞納されている世帯、滞納金額、そしてその中で差押えを行った事例はあるのかどうかも含めて、資料はいただいておりますが、確認の意味で答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 東税務課長。

○税務課長（東健一郎君） それでは、お答えいたします。

まず国民健康保険税の滞納状況でございますが、11月末の調べでございます。滞納繰越分、いわゆる過年度分でございますが、その未収入未済額が8,390万6,216円となっております。また世帯数につきましては185世帯ということでございます。

もう1点、差押えの件でございますが、令和3年度の実績でございますが、11月までの実績でございますが、うちの場合と申しますか、住民税とか軽自とかいろいろ、国保税でございますが、混ざっておりますので、その数字になってしまいうんですが、差押え件数が全部で15件となっております。そのうち国保税が入っている分が9件ということでございます。

ちなみに差押え総額が64万3,141円ということでございますが、このうち充当できたのが29万3,520円ということでございます。なお、今回の差押えの種別でございますが、全て現金の差押え、給与、すいません給与じゃなしに、預貯金ですね、の差押えということでございます。以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田武治君） それでは、私もこの3年前にちょっと特集記事を見てびっくりしたんですが、全国です、国保税の差押え率が最も高い県、これ佐賀県なんですけど、滞納世帯が9,509件で、世帯率として8.6%なんですけど、滞納額が9億2,600万円で、差押え数が5,106、なんと53.7%が差押えられてるっていう、そういう事例が出てきました。次が群馬です。次に長崎、そして鹿児島。要するに九州、まあ所得が低いってことの背面もあるのかなと思うんですが、要するにこういう状態ですから、やはり本当に国保の加入世帯が厳しいというか、そういうことのやっぱり反映だと思うんです。

それで、これまでにこの均等割が子育て支援に逆行しているという、そういうことで軽減、撤廃を求める世論や関係団体の声に押されて、国保税の未就学児の均等割をですね、今回やはり軽減するっていう制度が来年4月からっていうことで、対象者数が約70万人というふうにならされてます。

これは一定の前進なんですけど、県内では芦北町が、町長の政策的判断で均等割をなくしています。

それとですね、実はあの北海道のですね、大雪地区広域連合、大雪山があるところだと思うんですが、ここの東川町、美瑛町、東神楽町で今年度からですね、18歳以下の子どもの均等割、1人平均2万1,000円を、国の制度に先駆けて2分の1に減額しているということが情報としてわかりました。執行部がですね、22年度から国が未就学児に対する均等割2分の1の軽減制度を実施することから、かねてより要望のあった子どもの均等割減免を前倒しで実施するというので、独自の対象者を未就学児のほかに、高校卒業生まで拡充する条例案と予算案を提出して、全会一致で可決しています。財源はですね、基金から721万円を投入しています。恐らくこのような取り組みはですね、全国に広がっていくと思います。

そこで本町でもですね、軽減対象世帯を例えば、小学生まで、あるいは中学生まで、あるいは高校生までという、段階に応じた独自の軽減ができないかということなので、そこで町独自で未就学児に合わせた軽減措置をもしやろうとした場合には、町の負担額はいったいどのようになるか。その点をちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 東税務課長。

○税務課長（東健一郎君） それでは、お答えいたします。

今、議員申された件でございますが、まず全体としまして、前回の条例改正どおりの軽減ですね、未就学児と同様の軽減をした場合の負担額でございますが、未就学児までの方をした場合、合計42名でございますが10万8,000円の負担ということでございます。これにつきましては4分の3の国県の負担金があるというところでございます。

次に小学生までを含めた場合、対象者が118名、約101万3,000円の負担ということでございます。次に中学生までの場合でございますが、対象者が162名、約146万6,000円の増ということでございます。次に高校生までの場合が対象者が196名、約185万1,000円の負担が生じるというところでございます。以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田武治君） 町長、今お聞きになったとおりなんです。ですから、小中高合わせてもですね476名に約480万あれば半額軽減ができるっていう、そういうことになるわけなんです。それが現在の国民健康保険の基金残高、幾らになっておりますか。資料をいただいておりますが確認の意味で。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） 国民健康保険給付基金の残高を説明させていただきたいと思っております。

令和3年3月末、今年の3月末の現在高でございますが、現金と有価証券合わせまして1億7,567万7,000円でございます。

それからちなみに、先ほど税務課長の方から、それぞれ独自の軽減措置をした場合の町の負担金はどうなるかというところを説明をしておりますが、未就学児までが42名分、それから高校生まで196名というふうに言っておりますけれども、それぞれ合計するのではなくて、未就学児が42名に小学生を合わせた人数が118名、それに中学生を合わせた数字が162名、高校生まで合わせた数字が196名でございます。以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田武治君） そこでですね、町長にちょっと伺うんですが、今お聞きになったような状況なんです。均等割軽減のですね、検討ができないか。

現在の加入世帯が1,467世帯で、国保の加入がですね、ということでしたので、例えば、その世帯割の保険税の引下げ、例えば1世帯1万円引下げで1,467万円あればできるっていうことなんです。要するに均等割の軽減、もしくは加入世帯のその辺の軽減、要するに1億7,000万からというのは、加入者の方から今、お預かりしてるやつですから、保険給付がどうなるかっていう点はわかりませんから、一定のプールが必要なことは当然ですが。

しかしある意味でそのようなですね、金額が基金として残ってるのであれば、それを活用したそういう子育てのための軽減策、あるいは国保で本当に納付がきついている人たちに、例えば1万円あたりの軽減、要するに保険料を来年その引き下げるとかっていうことも含めてですね、そういう検討ができないのかどうなのか、その点についていかがですか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬浩一郎君） そうですね。なかなか難しい問題とも言えるし、簡単な問題ともいえるように思いますが、差押えがかなりの件数に上がってまして、8,300万、今、滞納額があるということですので、185世帯ですね。これは差押えられる方も大変だと思いますけど、差し押さえる方もなかなか大変かなというふうに思っています。一部は、どうしても収まらない場合には不納欠損という形で、5年間を経過した後にですね、予算から落とすような措置も取らせていただいておりますけれども。

そうですね。これはなかなか一般質問の場でいきなり言われて、じゃあこうしますとはなかなか言いにくいことですよ。

これ今後ちょっと担当課と話し合いをしていかなければならないかもしれませんけれども、

そうですね。芦北町はですね、選挙前にされたっていう話は聞いたもんですから、そちらの方は、そっちの方の政策だったのかなという気はしますけれども。

そうですね。その滞納者、滞納者の中にですね、滞納者の方々の中に、この高校生までの子どもさんを持っておられる方々が何人いらっしゃるのかっていうところもありますからですね、そこら滞納とリンクしたときにどう考えるのか、ちょっとこれ検討させていただきたいと思います。

まだどうなるかわかりませんが、国の負担が4分の3が国の負担ということですので、そこあたりも含めてですね、まだ検討の余地があると思いますので、そこらあたり、今、即答は避けたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田武治君） 町長、数字をじっくり精査していただいて、ひとつ検討していただければと思います。

次の二つ目、くらしと営業への支援についてに移ります。総務省が原油価格の影響を受けている生活者や事業者への交付税措置を発表しておるんですが、これどのように具体化されるのか。

コロナ禍が長期化して原油価格が高騰する中、現在ガソリン170円、灯油も120円に上がったちゃうんで、総務省が11月に自治体が原油価格の影響を受けている生活者や事業者を支援するために行う原油価格高騰対策に対して、特別交付税、措置率2分の1の措置を講じるっていうふうになっている。

本町でも、コロナウイルス感染症対策として、商工業者への事業継続支援金として2,780万円の予算が、今議会で可決をされました。これは評価をいたします。

今回の総務省支援策はですね、今述べたように、原油価格の影響を受けている生活者や事業者を支援するということでのあれなんですけど、この内容がですね、一つは生活困窮者に対する灯油購入費等の助成、それから社会福祉施設、養護老人ホーム、障害者施設、保育所、幼稚園等に対する暖房費高騰分の助成、そして公衆浴場に対する燃料費高騰分の助成、それから漁業者等に対する燃油高騰分の助成というふうになって、算定期間が令和4年3月、そして令和3年度3月交付分の特別交付税において措置をするというふうになっているんですが、そこでですね、今述べたような内容の通知が総務省から届いているのかどうか、その辺の中身についてはご承知なのか、その点を含めてまず伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

まず詳細な通知は参っておりませんが、熊本県の方から、そういったことに関連します基礎調査の依頼はあっております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田武治君） そこでですね、本町で今話を、交付税の措置をですね、例えば前倒しあるいは実際にこれを受けて、適用できるような事業がないのかどうか。

あるとすれば、例えばそのどのように活用されるのか、その辺についての検討は今なされておりますか。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

先ほど申しました基礎調査につきましては、今現在、公共施設の暖房費、それから公用車の燃料などについての経費分について調査を行っているところでございます。

これあの情報としてでございますが、新型コロナの影響を受けた事業者や生活困窮者の灯油購入費の補助などを自治体が行う場合は、新型コロナ対応の臨時交付金の活用が可能ともされているという情報も参っております。

ただそれを活用した場合には、特別交付税措置との重複しての活用はできないということになっております。

先ほど申されましたとおり、今回、特別交付税措置につきましては、3月交付分となりますので、3月交付分につきましては、交付額の内訳が不明瞭でありますので、今後の詳しい情報などによりまして、具体的な事業、それからその財源の選択につきましては、今後、検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田武治君） 実は山形県ではですね、全市町村で福祉灯油を実施をしておるっていう情報があるんですが、いわゆる福祉灯油ということで、県が半額補助、そして35全ての自治体が福祉灯油を実施して1世帯当たり5,000円、現金給付が22自治体、灯油券を発行している自治体が13自治体というふうになってるようです。

それとあわせて生活保護世帯へのですね、そういう灯油に対する助成についても、これは収入認定しないというふうに厚労省も言っておりますので、そういう活用も含めてですね、というのは、今年年末から来年冬場にかけて、大変寒さが厳しいという予報が出てますので、そういう事情もですね、あるのではないかとということをおもいましたので、要するに、これが急いでできないのかどうなのかっていう、その辺の立場でこの質問をしているわけです。

次のですね、二つ目の米価下落に独自の補助を実施する自治体が出てきているが、本町でも検討できないかということなんです。

コロナの長期化によって米の需要環境が悪化して、生産者米価の下落、不作によって、この価格では米を作り続けられないという声もあがっています。要するに、米作って飯が食えないということですね。今年の米価については、昨日もちょっと出ておりましたけれども、要するに約20%、昨年に比べて30キロ当たりの単価が下落しているということになりますね。多くの米農家が米作りから撤退するとですね、地域農業の崩壊につながりかねません。

このような事態を受けて、農家への独自の補助を実施する自治体が増えているということで、岡山県内で幾つかの自治体を実施しています。例えば総社市、10アール4,000円、津山市が1俵1,300円上乗せ、これは市ですから財政規模違いますから、奈義町というところで1俵1,000円を9月の議会で補正予算2,800万円を可決しております。勝央町でやはり9月議会で補正して1俵2,000円、もち米800円を補助する。そして西栗倉村というところで、10アール当たり8,500円、これは9月議会で499万円の予算をですね、確保してるっていうことなんですけど。

それで担当課にもこういう情報をお知らせして、それ以外に自治体でこういう米農家への補助をやってる自治体がないかどうかということをお調査をお願いしてましたので、その辺についてちょっとお答えをいただきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） お答えいたします。

今、議員が申されましたところを調べましたところ、重複いたしますが岡山県の奈義町、奈義町ですかね、岡山県の勝央町、この2町だけが私の方が調べた結果、確認できました。他の所につきましては確認がとれませんでした。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田武治君） そこであの本町でも補助が検討できないかということなんですけど。

ただ昨日の同僚議員の農家への支援の質問に、町長は制度の設計が難しい、あるいは農家の経営形態の相違などがあるというふうに、厳しいという答弁をなさいましたが、ぜひ検討していただきたいと思うのがですね、金額の多少あってもですね、やはり収入が減った農家へ補助するっていうこと。例えば先ほど言いましたけど、約20%、昨年から30キロ当たり価格が落ちてるっていうことと、逆に生産費はですね、燃料等あるいは農業資材等の高騰によ

って、負担が増えてるわけですから、二重の意味でね、大変やはり、いわゆる米農家がやっぱりきついついていうことだと思うんです。

ですからそういう自治体で今、紹介したような事例が出てきてるわけなんですね。

ですから、収入が減った農家へ金額の多少は別にしてですね、やはり農家に町としてエールを送り、激励、支援することにつながるというふうに私は思うんです。

そういう意味で是非、支援が検討できないかって、そういう質問なんです。いかがですか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬浩一郎君） はい、今おっしゃいました総社市とか津山、奈義町、勝央町、補助をしてるということなんです、農家、こないだ昨日の答弁をした部分で、お米だけを作っている農家ではないということ、形態もちょっと違うんじゃないかなと思うんですが、収入が減ってるのは飲食店、あるいはその町内のいろんな業者の方々も一緒だと思いますし、灯油の値上がりによって厳しい思いをされてる方々も農家だけではないと思います。

そういうバランスを考えたときに、なかなか人吉球磨の郡内、市内郡内の町村がやってないことを、先行的にやるというのもちょっと色々、そういう業種のバランス等々考えたときにですね、なかなか難しいかなと思いますので、この件については今のところ考えておりません。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田武治君） 是非、農家ですね、実情も調べていただいて、検討していただければというふうに。

議長、確か時間があるんでしょ。

○議長（高橋裕子さん） 休憩とってよろしいですか。暫時休憩いたします。

（午後 2 時 02 分休憩）

（午後 2 時 10 分開議）

○議長（高橋 裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

9番久保田武治さん。マスクを外して発言をお願いします。

○9番（久保田武治君） それでは三つ目の農地等の保全・管理について伺いたいと思います。

まず1つ目ですが、農地パトロールが実施されておりますが、遊休農地や耕作放棄地の現状と利用権の設定などの現状、問題点について伺いたいということなんです。

まず球磨川以北の八日原にあります私の農地周辺にも手つかずで、既に原野状態になっている畑地が散在をしております。栗を植えて保全されている農家もかなりうちの周辺にはあるんですが、現在、利用権が設定されている土地も、耕作者の高齢化で更新が出できないという、そういう不安の声も出ています。

耕作者の有無にかかわらず、今後の農地等の保全・管理をどのようにしていくのか、これ深刻で重要な問題、昨日も出ておりましたが。

そこでですね、毎年、農地パトロールが実施されているわけですが、その成果や効果も含めて、幾つか伺いたい。まず1つ目ですが、まず基本的な問題なんです、遊休農地と耕作放棄地の違いは一体どのように理解したらいいのか、その辺について。

○議長（高橋裕子さん） 小田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小田章一君） お答えいたします。

遊休農地と耕作放棄地の違いについてご説明をいたします。

遊休農地は農地法で定められております法令用語になりまして、現に耕作の目的に供されておらず、且つ、引き続き耕作の目的に供されないと思込まれる農地となります。

それに対しまして耕作放棄地は、農林水産省が5年に一度実施いたします統計調査、農林業センサスで定義されております、統計上の用語となりまして、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付せず、この数年の間にも、再び作付をする意思のない土地となって

おります。

遊休農地も耕作放棄地もどちらも意図するものは同じでありますけれども、農業委員会といたしましては、農地法上の遊休農地という言葉を使用しております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田武治君） そこでですね、地区別のいわゆる遊休農地っていうんですか、この面積、どのようになっていますか。

○議長（高橋裕子さん） 小田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小田章一君） はい、お答えいたします。

遊休農地の現状ですが、毎年8月と10月に、農業委員全員で農地パトロールを行いまして、遊休農地の調査を行っております。

今年8月の調査結果では153筆、13.9ヘクタールの農地が雑草が生い茂るなど、管理されていない状態でした。

管理されていない農地につきましては、所有者宅に農業委員さんが訪問をし、通知文を手渡し、農地の管理をしていただくようお願いをしまして、10月の調査結果では65筆、5.4ヘクタール、12月1日の最終結果では36筆、2.6ヘクタールとなっております。

地区別の内訳といたしまして、多良木地区が4筆で0.3ヘクタール、黒肥地地区が20筆、1.4ヘクタール、久米地区が12筆、0.9ヘクタールとなっております、黒肥地地区が全体の半分を占めているところです。

なお、昨年の遊休農地が60筆の3.6ヘクタールでしたので、約1ヘクタール減少を致しております。農業委員さん方の行動の結果ではないかと考えております。

また、現状が林地のような状態で再生利用が困難な農地を、荒廃農地と読んでおります。そちらは16筆の0.9ヘクタール確認をされました。

今後、非農地として農地から除外する予定としております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田武治君） はい、状況については、よく理解できました。

それですね、同じく利用権設定の状況についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 小田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小田章一君） 利用権設定の状況ですが、今年の12月現在、全部で6,413筆、775.5ヘクタールが利用権の設定をされております。町全体の約4割の農地が貸借をされている状況となっております。

その内訳といたしまして、小作料が発生します賃貸借が約6割の456ヘクタール、小作料がゼロ円の使用貸借が約4割の319.4ヘクタールとなっております。

なお、昨年の令和2年12月時点の利用権設定面積が747.6ヘクタールでしたので、比較をしまして27.9ヘクタールが利用権設定の増加となっております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田武治君） もう1点ですね、ちょっと伺いたいのは、農地の保全・管理を進める上での問題点、課題についてですね、どのように考えておられるのか、その点について簡潔で結構です。

○議長（高橋裕子さん） 小田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小田章一君） 遊休農地と利用権設定は表裏の関係でして、高齢等により、ご自身で耕作できなくなった際、誰かがかわりに耕作されるのであれば利用権設定が行われ、誰も耕作されず農地の管理もできなかった場合、遊休農地になっていく恐れがあります。

今年、JTによる、日本たばこ産業によります、たばこ農家の廃作奨励が行われましたことで、たばこを廃作した農家の一部で利用権設定の解約がっております。

現在、利用権設定をされているたばこ廃作農家が、たばこの代わりとなる農作物を作らない場合は、利用権設定を解約をされる可能性がございます。

なお、たばこ廃作予定農家において調査しましたところ、約 10 ヘクタールの農地について利用権設定がされている状況となっております。

そういった農地につきましても、農業委員さん方と連携をとりながら、人・農地プランの中心経営体に農地を集積、集約していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田武治君） 二つ目のですね、中山間地での農地の有効な利活用、対策についてはどのように進めていかれるのかってということなんですけど、要するに高齢化、過疎化が進んで、集落機能の低下が懸念をされていますし、実際に低下しています。

現在、中山間地支払事業あるいは多面的機能を向上させる取り組みについての支援や、農地プラン事業、農地バンク事業なども推進をされておりますが、今後の農地の利活用や対策については、一体どのように考えておられるのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 小田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小田章一君） それでは、お答えいたします。

まず、農業委員会としての対策について説明をさせていただきます。

中山間地は、農地の形状や水利、鳥獣害被害等、平地と比較しましても耕作条件が悪い農地が多く、他の人に貸そうと思ってもなかなか借り手が見つからない状況です。遊休農地も、黒肥地地区が全体の半分以上を占めている状況です。

なお、現状が林地のような状態で、再生利用が困難な荒廃農地につきましても、農地パトロールを実施し、非農地判断を行い、所有者へ非農地通知を送付し、法務局での地目の変更をお願いしているところであります。

また現在、熊本県の森林整備課では、スギ、ヒノキよりも早い約 20 年で収穫できるセンダンという広葉樹の新たな施業技術の開発を行われておまして、センダンの産地づくりに向けた取り組みを行っていらっしゃいます。

その先進地であります天草地域では、中山間地の遊休農地へ、センダンを植栽されており、山林への農地転用ということは必要になってまいりますけれども、遊休農地解消に注目をされているところであります。

本町でも、遊休農地対策の一つとして検討していくことも必要ではないかというふうに考えているところであります。

中山間地の農地につきましても、農業委員さん方と連携をとりながら、人・農地プランの中心経営体に農地の集積、集約を行っていききたいというふうに現在、考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田武治君） 町長、今までのやりとりをお聞きになってですね、いろいろお感じになったと思うんですが、その点いかがですか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬浩一郎君） 農業委員さんたち、人・農地プランに沿って、大変よく頑張っていたでいるなというふうに思います。

しかしですね、これほど遊休地というのが増えてきているということは、やはり高齢化が原因となってきていると思いますので、これは経営体のほうに徐々に移行していくといってもですね、経営体でも点在しているところは全部引き受けるというわけにはいかないでしょうから、そこあたりはなかなか厳しいところもあるかもしれませんけれども。

しかし、農業委員さんたち頑張ってくださいしておりますので、町もそれに呼応する形なるべくそういう場所を少なくしていく努力をですね、これから続けていかなければならない

かなというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田武治君） はい。それでは4番目のですね、学校での平和教育について伺いたいと思います。

まず一つ目の、平和教育の意義、必要性についての認識を伺いたいということで、これ教育長にですね伺うわけですが。

太平洋戦争開戦から今月の8日で80年。テレビや新聞など様々な特集が組まれております。戦争体験者が残り少なくなる中、あの悲惨な戦争をどのように伝え、体験のない私たちは後に続く子どもたちに戦争と平和についてどのように伝え、理解させるのか、私たちに突きつけられている重い課題です。

日本があんな無謀な戦争になぜ突き進んだのか。国民はあの戦争に黙々と、なぜ身も心も呈したのか。そのバックボーンに教育勅語や愛国心、軍国主義教育があったことは歴史的な事実です。教育勅語は国民に天皇の臣民、子どもとしての忠誠を強要し、戦争などの非常事態に際しては、天皇と国家に全てを捧げるように命じ、天皇のために死ぬことが美德とされる教育の効果は、多くの子どもたちを軍国少年、軍国少女に育て上げました。鬼畜米英、欲しがりません勝つまでは、一億総火の玉、神風などの言葉が踊りました。その一方で国策に反対した政党や組合、学者や市民は、非国民、赤として徹底的に弾圧をされました。

今述べたような歴史の上に、戦後制定された日本国憲法は前文で、日本国民は恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意したというふうに書いています。

教育長は就任以来ですね、昨日も出ましたが、人吉新聞に大きく掲載をされた、その教育指針の中でですね、平和な世界を希求する人間の育成を掲げておられます。

そこでですね、今の時代の平和教育の意義、必要性について、どのような認識をお持ちなのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） 国政レベルの質問で、なかなか難しゅうございますけども、私なりに答弁を申し上げてみたいと思います。

今、教育行政の方針に平和な世界を希求する人間の育成、これを設けているけれどもというお話がございました。このことを設けました背景についてですね、若干申し上げてみたいと思います。

まず第1点は、私は長崎大学に学びました。原爆投下地であります。市民の方々の平和と戦争に対する意識が極めて高い場所であります。私の下宿からすぐ近くに原爆平和記念公園がありました。資料館もありました。原爆の落下中心点も、すぐ私の下宿の近くにございました。度々訪れておりました。当時は学生運動盛んな時で、長崎港にアメリカの原子力船エンタープライズ号、これが寄港する予定になっておりましたが、これ大反対が行われました。私も、あんまり分からないながらも参加をいたしまして、機動隊が大学に入ってきたときは、石を投げたりしておりましたけども、ささやかな抵抗でありました。そういった中で、青春時代の大学時代を過ごしてまいりましたので、昔からやっぱり戦争と平和に対しては関心が高うございました。それは背景の第1点であります。

もう1点はですね、議員さんももうご存じだと思いますけれども、焼き場の少年、写真ですね。私は戦争と言えばこの写真を思い出します。それは、長崎に原爆投下後すぐに亡くなっている幼い弟、これを5・6年生の少年でしょうか、背中におんぶして、そして焼き場、すなわち焼け野原となった、焼け野原となった瓦礫の場に設えられた火葬場ですね、その火葬場の前でじっと前を見つめている少年の写真であります。この写真ほどですね、戦争の悲惨さ

と平和の尊さを伝えているものはないでしょう。改めて平和教育の必要性和重要性を実感いたします。これが背景第2点でございます。

そういう背景を基にして、この教育方針は、教育行政方針は設けたものであります。

ということで、私の平和教育に対する意義と必要性についての認識をお尋ねであります。私なりにちょっとまとめてみましたので、ご紹介をしておきたいと思っております。

結論から申し上げますと、平和教育は全ての教育活動の中で、生命尊重に係る最も重要な教育であって、欠かすことのできない教育だと考えます。

ところで私たちはですね、学校で歴史を勉強してまいりました。人間の歴史は戦争の歴史であったと言っても過言ではありません。有史以来、つまり人間の歴史が始まって以来、人と人が武器をもって戦い、殺し合い、多くの命が奪われ、国土が破壊され、人々は路頭に迷ってまいりました。

直近では太平洋戦争があります。日本人の犠牲者は310万人とも、350万人とも言われます。世界全体では5,000万人から8,000万人というおびただしい人々が犠牲になりました。本当に愚かなことをやったもんだと思います。

戦争によって平和が失われましたら、まず人間が生きていくための生産活動ができません。従って、当たり前の日常生活が送れません。何よりも命の保障がありません。全ての人間的な営みは平和あってこそ、平和な社会があってこそ成り立つものであります。

日本人は先の戦争への深い反省から、二度と戦争しないことを憲法に明記しました。これは平和憲法とも言われ、世界に冠たるものであります。また、教育基本法の前文にも、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する人間の育成のことが謳ってあります。従って、我々国民は、憲法や教育基本法にある平和主義の思想を広め、実現するよう努力する義務と責任があると私は思っています。

教育におきましては、全ての教育活動の根底に平和教育を据えて、幼少期から継投的・計画的にヒューマニズム、すなわち人道主義の思想や精神を養い、平和を愛する人間を育てることが極めて重要であると思っております。ただ、昨今の国内外の状況を見ますと、依然として争いが絶えない国もありますし、国内においても、先の大戦の反省を忘れてしまったかのような動きも感じられます。

人間は忘れる動物とも言われます。しかしこの戦争の反省だけは、どんなことがあっても忘れてはなりません。戦後80年が経ちました。今こそ原点に戻り、戦争の悲惨さ、平和のありがたさをしっかりと肝に銘じるときではないでしょうか。そして平和教育の徹底によって戦争を憎み、平和を愛する人間の育成に努めねばならないと強く思っているところであります。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田武治君） 教育長の強い決意も含めた答弁、しっかり受け止めていきたいと思っております。

二つ目ですね、学校現場では一体どのようにそれが実践されているのか、課題や問題点についてはどういうものがあるのか、その点について伺いたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。

学校現場において、平和教育は学習指導要領にのっとり各教科、道徳科、外国語科及び外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動等、全ての教育活動を通して実践されております。

具体的には、国語科では戦争の悲惨さや平和の尊さを学習する単元、社会科では歴史の学習を通して学びを深めております。さらに、小中学校どちらにおいても、社会科で学習したことを修学旅行で訪れる広島市や知覧町で体験学習を行うことで、学びをさらに深めていま

す。総合的な学習の時間では、社会科や修学旅行での学びを生かし、平和について考えたことを学習発表会等や他の学年で保護者に発信をしています。

また道徳科の授業においても、各学年の発達段階に応じて、平和に関わる題材を使用して平和な社会を築こうとする意欲や態度の育成を行っております。

課題としましては、身近な地域の戦争中の様子を知る方々が年々少なくなり、実体験の声を聞きながら学ぶ機会が減少していることです。

平和に関する解釈が多様化してきている現代において、教師が平和についての研修を深め、子どもたちへの平和教育に生かしていこうとする意識の高揚が大切であると考えます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田武治君） はい、現状については今、はい、理解をいたしました。3番目のですね、今後どのように取り組んでいかれるのか。

先ほど教育長の決意にも含まれておりましたが、今年1月に核兵器禁止条約の発効で、核兵器が国際法で違法とされ、禁止されることになりました。然るに、日本政府は唯一の被爆国として核廃絶の先頭に立つどころか、核保有国と非核保有国との橋渡しなどと訳のわからないことを言っております。

最近、岸田首相は所信表明で、敵基地攻撃能力の検討を表明しました。これは憲法9条を公然と踏みしめるものです。憲法改正についても、前のめりになっております。本丸は憲法9条にあると思います。

今も残念なことに、世界どこかでテロや紛争で、子どもたちの命が無残にも奪われております。

教育長は、この教育行政指針に、児童生徒の政治に関する興味関心の涵養と、政治的教養の育成をあげておられます。今述べたような情勢も含めて、平和教育にどのように取り組んでいかれるのか、簡潔にお伺いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） はい、今後、どのように平和教育に取り組んでいくかというお尋ねであります。5点申し上げます。

第1点はですね、先ほども申し上げましたが、やっぱり平和教育を全ての教育活動の根底に据えて実践していくと。そのために、まずは先ほど課長が申し上げました、現在取り組んでおります平和教育、これのまずは更なる徹底、これに取り組んでまいります。

2点目。平和平和と言いましても、いちばん大事なものは、まず足元の平和ですね。この足元の平和づくりをしないと、大きな平和も実現はおぼつかないと思います。つまり子どもたちにとっては、毎日の学習の場である学級の平和ですね、この平和づくり、これを子どもたちにしっかり学ばせたいと思います。学級が平和でないと、大きな平和ありません。従って、いじめや争いのない学級づくり、これに先生方が、あるいは子どももですね、一緒に努力してもらおうようお願いをしたいと思います。

3点目。主権者教育で政治に関心を持たせて、平和な社会づくりに政治がどのように動いているか。これについての学習をさせたいと思います。また併せて、日本国憲法と教育基本法の理念の十分な理解と高度化を図っていくと。

4点目。平和教育で学習した知識や技能をですね、いかにして平和行動に結びつけていくか。これが大きな課題であります。このことを各学校でもしっかりと研究していただきたいと思っています。

最後5点目でございますが、国が戦争へ向かおうとする時はですね、どこの国も同じと思いますが、まずは教育によって戦争を正当化し、戦意高揚を図ろうとします。このことは歴史が証明しています。先の大戦の時も、国語科の教科書に進め進め兵隊進め、進め進め兵隊進めというような文章が見られます。従いまして、我々教師自身が教科書内容を厳しく精査

して、戦争の足音が感じられるときは断固として反対の声を挙げなければならないと私は思います。戦争防止の最後の砦が教育だからであります。

以上、5点について今後努力してまいりたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田武治君） 是非、教育長の思いを、私たちも体現していきたいと思います。

それでは最後ですね、流域治水についてということであげております。町長、またかと思われるかもしれませんが、しつこくやります。

まず一つ目ですが、県知事や国土交通省は、流域治水について住民の意見を聞くというふうには言ってるんですが、住民参加の申し入れをしましたが、その回答があっていません。特に流水型ダムについて、どのように民意を把握して反映するのか、町長も協議会の一員ですから、その辺どのようにお考えかということでお考えを伺いたいんですが。

まず新聞報道によりますと、国交省、九地整が12月7日、川辺川に建設予定の流水型ダムについて、川辺川ダム計画と同じ相良村の四浦に建設する方針を明らかにしました。従来のアーチ式ダムから、ダム本体の重さで水圧を受け止める重力式に変更して、総貯水量約1億3,000万トン、これ治水制御ダムとしては国内最大になるというふうにしています。

またそのことを受けて熊日新聞が9日の社説で、住民不安を払拭できるのかと論拠しています。国内の流水型ダムはいずれも規模が小さい。国内最大の流水型ダムとして建設中の足羽川ダムの総貯水容量は2,870万トンで、川辺川ダムの総貯水量は約4.5倍、巨大な流水型ダムは前例がなく、環境への影響が未知数と言わざるを得ない。更に普段は水に浸からない土地をどう利用するのか。鮎をはじめとする魚の俎上にどんな影響を及ぼすのか。ダムは緊急放流という不安要素を併せ持つ。今後、建設の是非や環境への影響について、より活発な議論が交わされることになるだろう。国とダム建設を要請した県は、住民の不安や疑問に真しに向き合い、情報を積極的に開示すべきだというふうに述べているわけですね。

つまり住民はですね、ダム建設を既定のものとしてはしていないということなんですね。ダム建設に反対する住民だけではなくて、世論がダム建設の是非を含めて、よく議論すべきだというふうに言っているわけです。

町長が流域治水について、住民参加を求める申し入れについて協議会の一員としてね、このような住民の動きをどのようにお考えなのか。どのような取り組みが必要というふうにお考えになってるのか、その点、伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬浩一郎君） これまでも議員の方から何回も流域治水あるいはダムについてのご質問がありましたけれども、県知事は県南で市町村を回って説明会を開いておられます。

これは県の方の形、県が行う形で開いておられますので、全住民の方々に来ていただくという形での説明会ではありませんけれども、多良木町も研修センターでそういう説明会が行われております。

国交省の方々の考え方、それから県の推進をされている、されようとしている方の考え方はですね、極めて考え方としてわかりやすい考え方だと思います。それはですね、災害はもう本当に誠に悲惨でありますので、災害が起きる前に、災害を最小限に留めるための対策をとっておいた方がいいという考え方だと思います。

今回も流域では50人を超える亡くなった方がいらっしゃいますし、それ以外に人命を守る術がないのならば、解決しなければならない問題は多少、多々あるでしょうけれども、実際に流域で多くの生命が失われた7月豪雨の経験から、これまでのダムによらない流域治水の考え方を、本当にそれでいいのかと、問い直してみることは、これは必要なことではないかと思えます。

大きな災害が実際起きておりますので、その結果から学習しなければ、次の災害は絶対防

げませんので、国や県が言っておられるのは、要するにダムだけでは、これから来る大雨による大災害を防ぐことはできない。流域治水プロジェクトに新たな流水型ダム、それから市房ダムの再開発、河川の樹木伐採、河道掘削、引き堤、輪中堤、遊水地、こういったものを組み合わせた流域治水、そして早め早めの情報を取得して、住民の方々が早めに避難できるように、そのことで命を守っていくことが必要だというふうに言っておられますので、そのことには私も賛同いたしております。

実際、多良木町はどうかといいますと、上流域でありますので、多良木町が去年はですね、去年の豪雨災害は危なかったんですけども、河道掘削をして、球磨川の河道掘削と県管理の河道掘削をきちんとやっていただければ、前回みたいなものが来ても、何とか守られると思います。

上流域の考え方は、概ねそういうことなんですけど、しかしやはり大きな被害を受けられた下流域の方々のことを考えますときに、そしてまた多くの住民の方々が、もう居なくなってる五木村のこと、そして相良村のことを考えますと、やはりこれはダムを作って、なるべく逃げる時間をつくる。あるいは、流域の安全を守るということが必要かなというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田武治君） 要するに住民の声を聞いてどういうふうにですね、この総意をこうくみ上げるかっていう、その点での質問をしてるわけなんですけど、まだ記憶されている方も多と思うんですが、潮谷知事の時代に行われた住民討論集会ではですね、住民側からも資料を提出して、同じテーブルで論議検証するという画期的な方法がとられました。

流域治水の中で、堆積土砂の撤去、あるいは嵩上げ、遊水地や田んぼダム、森林の保全など、規模や内容の違いはあっても、同意できるものについては、対象地域の住民と議論しながらどんどん進められていいと思うんですが、ダム建設についてはですね、やはり住民討論集会のような形式で、検証論議の場は作られておりません。

要するに蒲島知事の判断ということでダムをもって話になってますから、特にこれまでも問題を私してきましたが、重力式の場合、これまでも指摘されていた地盤、ダムサイトですね、地盤の脆弱さ。こういった問題などをですね、学者が指摘してるわけですので、現在、環境アセスが行われているというふうには聞いていますが、より慎重な検証がやっぱり必要だと思うんですね。

その点について、町長はいったいどういうふうにお考えなのかということなんです。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬浩一郎君） まああの工学的な分析についてはですね、今、学識経験者の方々が論議をされてるという、あれも反対派の方々からはですね、色々と批判を受けておりますけれども、潮谷知事の時代に相良村で、体育館でですね、賛成派、反対派、集めてされたということなんですけど、当初から一貫してダムに反対を表明しておられる方々の論旨は、かつて相良村の体育館で行われました住民参加型の討論会でも表明されておりますし、書籍やローカル誌やダム反対派の方々の集会、あるいは国や県や市町村宛てに出しておられる要望書、そういった色々な場所で論陣を張っておられますので、ほぼ出尽くしているような気もいたします。要するにダムは作るなということをおられるわけですね。

新たな流水型ダムという知事のご提案は、潮谷知事時代からの色々な歴史的な部分を踏まえた上で、ただ単に新たな流水型ダムということをおられるのではなくてですね、知事自身が白紙撤回を自分で言っておられるので、それに対するやはり責任感といいますか、そういうものもあったんじゃないかなというふうに思います。

そしてダムを作るにあたっては、最低でも10年以上の年月がかかると言われておりますので、河川整備計画に載せて、これから論議とそれから現地を調査をしながらですね、工学的

な見地を出していかれると思うんですが。

この他に、先日 7 日の日に五木村と相良村に行かれましたけども、かなり厳しいご意見もあっております。そういうところの了解も得なければなりませんので、そこでの議論は深められるんじゃないかなというふうに思います。

私たちは多くの人命が失われる大災害から、人命と住民の皆さんの財産を守るために、知事の責任において、新たな新しい流水型ダムを作るという判断がなされたものというふうに思います。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田武治君） 最後になりますが、二つ目の住民参加・参画して論議を充分行った上で河川整備計画は作られるべきだというふうに思うんですが、市町村長が、河川整備計画の作成をですね、早くっていうことで求めてこられた。特に、ダム建設を前提とする整備計画はですね、やはり先ほどから申し上げているように、住民の十分な議論や、それからそういう総意をくみ上げた上でですね、きちっとやっぱりすべきだというふうに私は思いますので、ダム建設を前提とする整備計画を急ぐべきではないというふうに思うが、どのようにお考えかということなんです。

国交省が河川整備計画の手続きについては、関係地方公共団体の長の意見を聞く、それから学識経験者や関係住民の意見を聞く、策定後、公表するというふうな、そういうプログラムを公表しています。

前議会で紹介したように、被災者の方たちを対象にしたアンケート調査では、流水型ダムを作ると答えた人は 8% しかいないんですね本当に。これ、この声はですね、ダム反対派の声っていうことではなくて、被災者の方たちが巨大なダムを作るのであれば、その予算を自分たちの復旧復興にね、早く使ってほしいっていう、そういう願いもあるわけです。

町村長の中にもですね、影響がわからない、現時点で到底容認できるものではないというふうに述べておられる首長もおられますし、住民の理解を得た上で判断するなどといった発言もなされております。

住民の賛否が分かれ、ダム建設に反対する人たちが多数いる中で、ダム建設を含む河川整備計画の策定を急ぐべきではないというふうに私は思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。残り 3 分ですので、よろしく願いいたします。

○町長（吉瀬浩一郎君） そうですね、やはり五木とか、それから相良村あたりは、簡単にどうだということはいにくいと思うんですよね。

もうまさに、現地に作られるという予定がなされておりますので、今そういう方向で論議が進んでおりますので、それあのこの間相良の村長はですね、川辺川ダムではなくて、藤田ダムという名前にしてくれと。あそこは藤田という地域だからというふうに、そういうふうに真面目な顔で言っておられましたけれども、まさにそれは相良村の村長のですね、苦勞の表れではないかなというふうに思うんですよね。

だから賛成派、反対派、色々入り乱れた中で、やはり結局決めて、責任を持って決めていくのは県知事であり、市町村長である。

で、じゃあ作らなくて、そのあとの責任はどうするんだといった時に、作らなければまた災害が起きた場合に、多くの方々が被害を受けられるということがわかっておりますので、ここらあたりはやはり、河川整備計画の中でしっかり論議をしていただいて、そして計画を作っていただいて、地域の住民の安全が守られるような形でですね、流域治水を考えていただければというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田武治君） 住民の声を聞くというのはですね、単に説明会で意見を聞いて、聞き

おくってということではありません。徹底した情報公開を伴うものでなければなりません。双方向で話し合いを進めながら検証し合える、そういうことが重要だというふうに思うんですね。

そういう機会を保障する、そういうことをですね、是非やるべきだ。そのことを強く申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで、9番久保田武治さんの一般質問を終わります。

日程第2 多良木町議会議員の派遣について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第2、多良木町議会議員の派遣についてを議題といたします。お諮りします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、その取扱いを議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合の取扱いは議長に一任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

散会宣言

○議長（高橋裕子さん） 令和3年度第5回多良木町議会（12月定例会議）を閉じます。

お疲れさまでした。

（午後3時01分散会）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員